

模擬国連研究雑誌

模擬国連の探求

2024 年度 第 4 号

全日本大会編

発行：日本模擬国連代表部

利用に関する注意事項

本誌のうち、目次に挙げる各章の著作権は各章それぞれの寄稿者に属し、特に章の冒頭で氏名あるいは団体名を示している場合はその者あるいは団体が著作権者となる。その他の箇所の著作権並びに編集著作権は、日本模擬国連に属する。

なお、本誌掲載の寄稿に示された見解は寄稿者個人のものであり、日本模擬国連代表部あるいは日本模擬国連の見解を代表するものではない。

本誌の自由な配布、閲覧を認める。ただし、営利利用、無断転載はこれを認めない。

本誌の利用についてご質問がある場合は、編集を担当する日本模擬国連代表部研究までご連絡ください。

連絡先：research.dept.jmun@gmail.com

はしがき

模擬国連は議論、交渉をはじめとした多くの能力を必要とする活動である。模擬国連の能力を十分に習得するためには経験の積み重ねが重要となるため、それらの能力は基本的には模擬国連の実践の中で鍛えられる。しかし、模擬国連の実践たる模擬国連会議のほとんどは、文章として記録に残されることなく、ただ参加者の記憶に保存され、各々個人の反省に活かされるに過ぎない。また、各々個人の反省の結果として各々が行った数多の考察についても、共有を行う場が十分ではないと言わざるを得ない。そのため、模擬国連の実践について考察しようにも、自身の経験という限界が存在してしまうことになる。

文章として模擬国連会議とそれに関する考察を記録に残すことは、模擬国連に関する考察の幅を広げ上記の限界を克服するための材料となるだけでなく、それ自体、模擬国連の実践をどのように具体化するかという作業を通じた、模擬国連とは何かという探求となるだろう。以上の考えから、日本模擬国連会員有志により『模擬国連の探求』は始められた。この度日本模擬国連は上記の趣旨に賛意を示し、『模擬国連の探求』をより広範かつ包括的な模擬国連に関する会員の探求のプラットフォームとすることを決意し、その編集と発行を引き継いで行うこととなった。

本誌が、模擬国連の探求と発展の礎となることを願ってやまない。

目次

| | |
|--|----|
| 模擬国連の軌跡..... | 4 |
| 第 36 回全日本大会『ローマ会議』..... | 5 |
| 第 36 回全日本大会『コソボ・クライシス』..... | 16 |
| 第 36 回全日本大会『西サハラ問題』..... | 23 |
| 第 36 回全日本大会『ジュネーブ条約第 1 追加議定書』..... | 41 |
| 第 36 回全日本大会『第三次中東戦争』..... | 51 |
| 第 36 回全日本大会『1995 年 NPT 運用検討・延長会議』..... | 56 |
| 名誉ある諸会員による寄稿..... | 66 |
| ソヴィエト国際法の基礎理解..... | 66 |

*おことわり

本号では第 36 回模擬国連会議全日本大会を「第 36 回全日本大会」と省略して表記しています。

模擬国連の軌跡

『模擬国連の軌跡』では、各時期に日本模擬国連その他で開催された模擬国連会議の記録を掲載する。

第 36 回全日本大会『ローマ会議』

会議監督：浅岡幾一郎・出口啓貴

1. 議題概要・選定理由

議題概要

当会議は、国際刑事裁判所（ICC）の設立を決めた「ローマ会議」を題材とした。このローマ会議は、第二次世界大戦後の、常設の国際的な刑事裁判所を設立しようとする試みと、その挫折の歴史に終止符を打つものであった。

史上初めて戦争に関する諸犯罪が裁かれたのは、第二次世界大戦後のニュルンベルク・東京の両軍事裁判である。両裁判で扱われた諸犯罪は、その後ジェノサイド条約やジュネーブ諸条約によって、国際法上の犯罪として確立された。他方で、それらの諸犯罪を裁く国際的な裁判所は、その設立の試みこそあったものの、実現できない状態が長く続いていた。

こうした状況を変えたのは、冷戦終結による政治的対立の緩和と、ルワンダ・ユーゴスラビアにおける人道的悲劇の発生であった。国際社会は、90年代に入ってついに本格的な交渉に入ったのである。交渉は多くの会合を重ねて進められ、最終幕に当たるこのローマ会議では、それまでの交渉で積み残された様々な対立点について議論が行われることになった。

当会議では、実際のローマ会議で扱われた問題のうち、特に大きな対立点となった、①国家と ICC の関係、②国連安全保障理事会（安保理）と ICC の関係の 2 点について議論・交渉を行うこととした（詳細な論点と議場構造については議論経過の項で述べる。）。

選定理由

「模擬国連の面白さ」を純粋に味わえる会議を作りたいという、会議監督 2 人の思いに合致するものとして、「ローマ会議」を議題に選定した。

もちろん模擬国連のあり方や、手法を突き詰めることには大きな意義があろう。そして、そうしたことを学ぶために全国大会に参加する人も少なからずいると思われる。しかし他方で、大会参加者の多くはもっと単純に、「面白そうだから」といった理由で参加しているように思われるのである。当会議では、こうした考えを背景として、「模擬国連の面白さ」に焦点を当てることとしたのである。

当会議では「模擬国連の面白さ」を、意見を戦わせ、駆け引きをすることの面白さ、あるいはその戦略を考えることの面白さとして捉えている。議題選定にあたっては、そうした面白さを体感できる会議を作ることを目指し、①議題理解が比較的容易で、戦略構築に注力できるか、②交渉によって結末を大きく左右できるか、③議場構造が単純ではなく、戦略構築に創意工夫が必要であるか、などを検討した。そして、複数持ち上がった議題案のうち、最も当会議の目標が実現できると考えたのが、「ローマ会議」であった。

また、選定基準の中心は会議設計の観点ではあったが、現在注目を集めている ICC につ

いて、その設立時点に遡って参加者とともに検討することができるという点も、この議題の持つ魅力であった。

コンセプト説明

この会議を表すものとして「Idea」とした。このコンセプトは、前述の、当会議が考える「模擬国連の面白さ」を表現している。担当国の利益を追求するための「アイデア」と、全体の合意を形成するための「アイデア」からなる、会議全体を見渡しつつ自らの利益を確保するためのアイデア - 模擬国連の面白さとは、言い換えれば、そうした「アイデア」が浮かんだとき、またそれが現実のものとなったときの高揚感なのではないか、と考えたのである。

2. 会議設計

論点

史実のローマ会議で採択された ICC 規程（以下、「史実規程」）によれば、ICC は、管轄犯罪について、一定の条件を満たす場合、トリガーマカニズムに従って管轄権の行使を開始する。そしてその後、所定の手続きを踏んで、訴追・予審・公判が行われることとなっている。また、安保理は、これらの捜査・訴追を延期する権限を持つ（論点と ICC の手続きの流れの関係については右図を参照）。

当会議では、上記のうちの訴追・予審公判を除いた部分について議論を行った。具体的な論点（議論可能範囲）は次のとおりである。

①管轄権行使の条件

ICC の権限に大きく関わる論点。ICC の管轄権行使について、(a)国家の同意は必要か、(b)同意が必要な場合には如何なる国家の同意が必要で、(c)国家の同意の形式は如何なるものか、また、(d)犯罪類型ごと・トリガーマカニズムごとに管轄権行使の条件は変わるか、を議論の対象とした。

②トリガーマカニズム

銃の引き金を引くことになぞらえて、「トリガーマカニズム」と呼ばれる、ICC が個別の事態または事件について管轄権を行使する（捜査を開始する）ための手続きについて

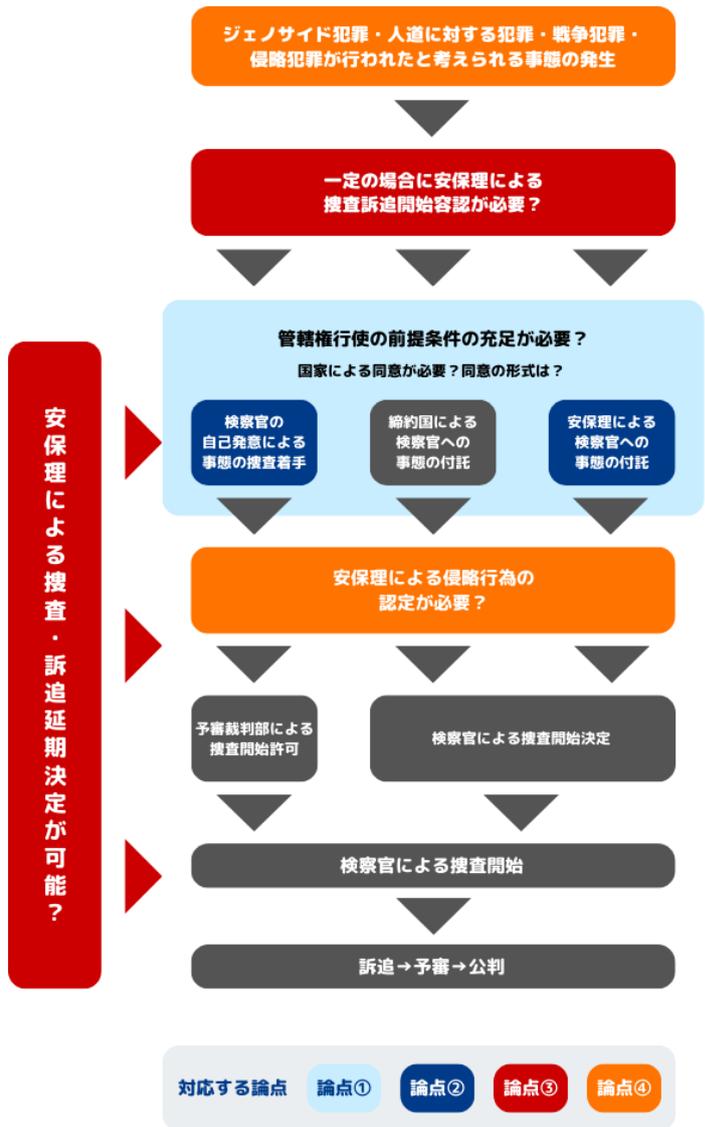
の論点である。(a)安保理による付託と、(b) 検察官の自己発意について、その是非等を議論の対象とした。

③安保理による捜査・訴追延期

安保理が国連憲章に基づいて負う「国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任」と、ICC の任務の重複という問題を背景とした論点。安保理による捜査・訴追の延期の是非や、延期を可能とする条件を議論の対象とした。

④侵略犯罪

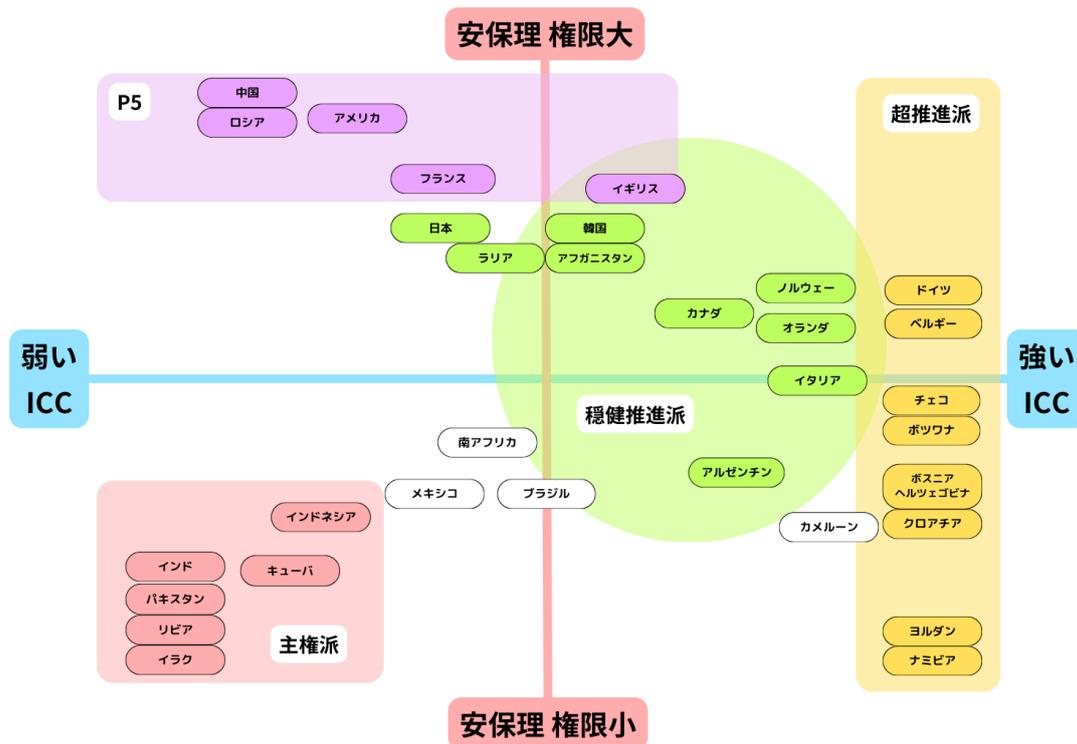
史実のローマ会議では結論が持ち越され、2010 年のカンパラ改正で盛り込まれた論点で、安保理が国連憲章に基づいて行う侵略行為の認定の専権性の問題を背景とした議論。侵略犯罪への管轄権行使に際して、安保理の事前認定が必要であるかを議論の対象とした。



議場構造と採択要件

上述の4つの論点は①国家とICCの関係(①管轄権行使の条件・②-(b)検察官の自己発意)と、②安保理とICCの関係(②-(a)安保理による付託・③安保理による捜査・訴追延期・④侵略犯罪)の2つの対立軸で捉えることができる。そして、この2つの対立軸の中で参加国が様々に分布している。これを図式化すると、以下の図のようになる。なお、議論経過の項では、「推進派」を中央から右を、「非推進派」をアメリカよりも左としている。

当会議では、成果文書の採択要件を2/3以上の賛成(棄権を除く)とした。推進派は採択のために2/3の賛成が必要となるが、推進派の中でも①国家とICCの関係を巡って意見にグラデーションがあり、さらに②安保理とICCの関係においては鋭い対立が存在しているため、それらの差異を乗り越えることが求められた。また、非推進派は交渉力強化、ひいては成果文書の不採択のために、1/3を形成することが必要となるが、こちらも特に、②安保理とICCの関係においては安保理常任理事国(P5)と他の非推進派(便宜上「主権派」と呼ぶ)で激しい対立があり、それを脇に置く判断が必要になった。



当会議は事前会合を設けず、大会期間のみで議論を行った。

3. 会議の経過、成果文章について

4日間の大会期間のうち、会議時間は1日目午後から3日目夜まで、休憩を挟んで実質23時間程度であった。会議は大きく分けて、①1日目の自由交渉（約3時間）、②1日目から2日目にかけての着席討議（約12時間）、③3日目の成果文書に関する交渉（約7時間）、の3つの段階を踏んで進行した。

またこのほかに、大会期間前に、成果文書の草案（規程草案）と、会議の進行方向についての提案の2つについて、事前提出の機会を設けた。

①事前文書提出

規程草案については事前にフロントから文言の雛形を提示したこともあり、28カ国が提出した。また、会議の進行方法については18カ国が提出した。参加者はこれらの事前に提出した文書を一定程度読み込んだ上で大会当日の交渉を迎えることとなった。

①初日の自由交渉

初日の自由交渉では、主に会議の進行方法に関する議論が行われた。進行方法の議論は、会議細則によって1日目の会議開始からの3時間以内に終わるよう定めており、その時間

内で議論が行われた。

推進派は、早い段階でカナダ案を基軸に統合される流れとなった。カナダは他の推進派の意見を取り入れながらも、自らの方向性を維持しつつ交渉を進める巧みな戦略をとった。一方、ドイツはこれに対して独自の主張を行い、推進派と粘り強く交渉を行い、また、主権派・P5を中心とする非推進派は、独自の案を作成して一定の賛同を得ることに成功した。

最終的に、議場ではカナダ案・非推進派案とドイツの独自主張の3つに収束し、統合の試みがなされた。交渉の結果、ドイツの主張は実質的に無効化され、非推進派も多数票を得る見込みがないと判断したことで、カナダ案に一本化され、採択される形となった。

採択された進行方法の概要は次のとおりである。

- ・1日目の自由交渉を除くすべての時間・2日目のすべての時間を着席討議に充てる
- ・着席討議では以下の論点設定で議論を進める
 - ・大論点① 管轄権行使条件（4時間程度）
 - ・大論点② 検察官自己発意（2時間程度）
 - ・大論点③ ICCと安保理の関係（6時間程度）

なお、初日の自由交渉は進行方法の議論が中心であったものの、一部の国は先を見据えた動きを見せた。ブラジルは、自らの進行方法案が支持を得られないと判断した後、速やかに成果文書に向けた共同声明の交渉に切り替えた。この結果、ブラジルの主張が議場に浸透し、後の議論に有利に働くこととなった。またオーストラリアなどは、進行方法の議論と並行して推進派の成果文書案の整理を行い、3日目の議論をスムーズに進める役割を果たした。

②着席討議

・大論点①：管轄権行使条件

この論点では、管轄権行使に際しての国家の同意方式をめぐる議論を中心に、主張、反駁の順で論戦が交わされた。各国の主張はいずれも完成度が高く、準備の周到さが伺えた。

特に、包括的な主張で議場の流れを作ったクロアチアや、「欠席裁判」の問題を取り上げたイギリス、体制転換を巡る懸念を提起したメキシコ、慣習法や強行規範といった国際法を盾にしたインドなどの、オリジナルの主張は特筆できるものであろう。また主張に対する反駁のフェーズにおいても、相手の主張の論理の飛躍を指摘する反駁したインドやインドネシアなど、鋭い議論が展開された。

このように、一定程度議論が進んだ大論点①ではあったが、結果としてはいずれかの主張に軍配があがることはなかった。

・大論点②：検察官の自己発意

この論点では、検察官の自己発意に基づく管轄権行使を巡って、賛成と反対の2つに分けて議論を行った。賛成の立場からは「迅速性・独立性」の観点からの主張が、反対の立場か

らは「主権侵害・政治性」の観点からの主張が繰り返された。

・大論点③：ICC と安保理の関係

この論点は、会議設計段階では2つ（「安保理による捜査・訴追延期」と「安保理の侵略犯罪の事前認定の必要性」）に分けられていたものの、1日目の進行方法についての議論の中でまとめられて1つになったものである。この背景には、大きな論点とすることで、各国の立場のグラデーションを確認したいというカナダ等の意図があった。実際の議論においても、安保理の役割について肯定から否定まで、主張と反駁を行うことで各国の主張の差異が明確化され、その点でカナダ等の目標は達成されたと考えられる。

この論点で特に目立ったのは、安保理による訴追停止措置を「移行期正義」の文脈に限定すべきとするブラジルや、侵略犯罪を安保理の事前認定なし裁くべきとの文脈で、被疑者の人権に言及したカメルーンの主張である。この2カ国にとって、その主張を全参加国に周知できたことは、3日目の成果文書の交渉の際に有利に働くこととなった。

主張に対する反駁のフェーズにおいては、安保理の関与を認めることが加盟国の減少に繋がりがねないことを指摘したインドネシアや、国際法解釈の飛躍を指摘したフランス、ブラジル、韓国など、鋭い反駁が目立った。

③成果文書に関する交渉

・序盤

交渉の序盤は各陣営での調整を中心に進んだ。

推進派は内部の意見対立により、ドイツを中心とした「超推進派」と、アルゼンチンを中心とする「穏健推進派」に分裂した。こうした中で、カナダは推進派全体をまとめるための共同声明の作成を試みたが、この調整に時間を取られた結果、推進派内での主導権を失うこととなった。さらに、日韓などは米仏の影響を受けて別行動を取り、推進派は統一性を欠いたまま交渉を始めることとなった。

議場でどの陣営とも等距離に位置するブラジル、メキシコ、南アフリカは、アフリカ諸国を巻き込もうと動き、「アフリカ・ラ米案」とも呼べる新たな交渉の枠組みを模索した。

非推進派のうち、主権派はインドやパキスタンを中心にスムーズに結束し、早々に管轄権の論点を優先する方針を固めた。P5 は比較的早い段階で大枠の合意に達したが、これは推進派に対する英仏の印象を悪化させてしまうこととなった。

・中盤

交渉中盤においても、推進派内の分裂は解消しきれなかった。超推進派のドイツは最低限の票数を確保するために賛成が必要なフランスとの直接交渉を行い、カナダ同様にフランスとの直接交渉を行った。他方で、アルゼンチン等は穏健推進派とのまとまりを活かして、規程草案の作成を進めていたが、細かい差異をまとめきれず、停滞状態であった。さらに、

こうした混乱の中で、ナミビア等の一部の推進派が安保理に対する立場の違いなどから、議論から離れていくこととなり、推進派としては苦しい展開となった。

一方で非推進派については、大きくまとまりが崩れることはなかった。ただ、P5 内において、主権派に近い米中露と、推進派と立場が近く、合意に向けて積極的に交渉を行う英仏の間で、方針の違いが徐々に明確になっていった。また、非推進派はその多くが推進派から交渉対象とはみなされていなかったこともあり、こちらも交渉が停滞した。

このように結末が見えない混沌とした議場の中で、議場を動かしたのは、独自の文言を作成し各陣営に交渉を持ちかけたラ米やアフリカであった。特に侵略犯罪に強いこだわりをもつカメルーンは果敢に交渉に挑み、突破口を開いていった。

・終盤

会議終盤にかけては規程草案の一本化に向けた交渉が行われた。途中からは、独仏間の管轄権行使の要件についての合意が生じたことや、ラ米やアフリカによる独自の交渉が収束したことを受けて、規程草案の一本化のための全体議論に移行した。ここで共有されたのは、独仏の合意内容を織り込んだ英仏案・穏健推進派によるアルゼンチン案・主権派と中露を中心とした案の3案であった。

しかし、この全体議論は、交渉参加国が少なかった英仏案を筆頭に、多くの懸念が噴出し、紛糾を極めた。結局、全体議論による一本化は断念され、規程草案の提出期限を目前にしてカナダ、フランス、ドイツ、ブラジル、南アなどの、それまでの交渉の中心国による一本化が試みられることとなった。

一方で主権派は最終盤においても推進派からの交渉を持ちかけられることは少なく、結果的に結束を保った。また、P5 のうち、米中露は英仏を通して推進派と接触する機会があったものの、交渉の中心に入ることができず、主権派と行動をともにすることとなった。

・成果文書についての交渉

混沌とした交渉を経て、規程草案は英仏案（推進派案）と中国案（主権派案）の計2本提出された。各案をフロントが精査している時間においても交渉は活発に行われた。その中心となったのは、超推進派のアフリカ諸国を英仏案からの引き離そうとする、アメリカをはじめとする非推進派による交渉である。アメリカをはじめとする非推進派は、超推進派のアフリカ諸国の、草案の内容への懸念や議論不足という認識を利用し、「改めて交渉する方が得策」と甘言を用いて反対に誘導する交渉を行ったのである。

この交渉の結果、超推進派のうち、ナミビア・ヨルダンが態度を変化させ始め、規程草案を採択できると考えていた推進派は、土壇場で窮地に陥ることとなった。

会議結果・成果文書

当会議の成果文書として想定された ICC 規程の採択は叶わなかった。これは、最終盤で

のアメリカをはじめとする非推進派の、超推進派のアフリカ諸国への交渉が成功した結果であった。

この結果は、推進派にとってかなりの痛手となると思われる。もちろん、その後、再度会議を開いて採択を目指すことは想定される。しかし、採択の失敗そのものが設立の機運を萎ませることは否定できず、また、このローマ会議以降の世界情勢の流動化を考慮すると、採択のハードルは何倍にも上がり、少なくとも、史実で採択された規程よりも ICC に権限を与える規定の採択は困難になるのである。

なお、2票の不足により採択に至らなかったものの、多くの賛成を集めた規程草案（英仏案）は、かなり先進的なものであった。管轄権行使の条件が史実規程よりも緩和され、特にジェノサイド犯罪について普遍的管轄権の行使が認められることとなっていた。特にまた、史実規程では持ち越しとなった侵略犯罪についても、安保理の事前認定は必須とされたものの、史実よりも管轄権行使の条件が格段に緩和された形で盛り込まれていた。推進派が英仏案で票数を確保でき、採択に導くことができているならば、結果は大きく変わったと言えるだろう。

その他の論点を含め、英仏案の具体的内容と、史実規程との比較は以下の通りである。

| | 史実規程 | 英仏案 |
|-----------|--|--|
| 管轄権行使の条件 | <p>ジェノサイド犯罪・人道に対する犯罪・戦争犯罪</p> <p>▶犯罪発生地国・被疑者国籍国のいずれかが締約国であること</p> <p>侵略犯罪（再検討会議の結果） 犯罪発生地国・被疑者国籍国の両方が改正の批准国であり、かつ Opt-out を宣言していないこと</p> <p>*戦争犯罪については、管轄権を受け入れないことを7年間に限り宣言することができる</p> | <p>ジェノサイド犯罪</p> <p>▶管轄権行使の条件なし＝普遍的管轄権</p> <p>人道に対する犯罪・戦争犯罪・侵略犯罪</p> <p>▶犯罪発生地国・被疑者国籍国・被疑者拘束国・被害者国籍国のいずれかが締約国であること</p> <p>*人道に対する犯罪・戦争犯罪については、移行期正義の文脈で国際交渉が行われている場合は管轄権を行使できない</p> |
| トリガーマカニズム | 締約国／安保理の付託、検察官自己発意 | 締約国／安保理の付託、検察官自己発意 |
| 安保理に | 国連憲章7章下の安保理決議に | 国連憲章7章下の安保理決議に基づき |

| | | |
|-------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| よる捜査 訴追延期 | 基づき 12 ヶ月間の延期可能 | 12 ヶ月間の延期可能 |
| 侵略犯罪 の事前認 定 | 管轄犯罪とすることのみを定 め、詳細は再検討会議に持ち越 し | 安保理による事前認定を必須 ただし、検察官による認定要請が可能 |

4. 会議企画

当会議では、会議前には勉強会、会議後にはレビュー会を、いずれもオンラインで開催した。

会議前の勉強会は計 3 回開催した。第 1 回勉強会では会議準備の方法論の紹介と議題の解説、第 2 回勉強会では論点の詳細の解説、第 3 回勉強会ではフロント草案の解説、交渉戦術や会議進行方法に関する議論の方法論の紹介を行った。これらは、戦略や交渉をめぐる模擬国連の面白さを体験できるようにするため、会議準備の負担を可能な限り軽減するとの目的に基づいて実施したものであり、フロントが持つ情報を可能な限り提供することを目指した。

会議後に開催したレビュー会では、今後の会議参加の際のヒントを提供することを目標として、本報告書の議論経過や総括の項目で述べたことを中心に、会議の振り返りを行った。

このほか、勉強会の前及びレビュー会後には、交流企画を設け、参加者間の交流の促進を図った。

5. 総括

会議行動についての総括

参加者の準備がよくできていた会議であったといえよう。非常に複雑な対立構造ではあったものの、それらをしっかりと把握し、それぞれが議題理解のその先の戦略を描き、それを実行することに辿り着けていた。また、会議本番においても、すべての参加者が、相手の意見を捉えたいうで、論理的に交渉に臨むことができている、その点でも非常にハイレベルな会議であったと評価できると思われる。

他方で、交渉におけるリスクマネジメントや優先順位の決定については、課題が残ったとも言える。成果文書の採択に失敗したが、そのリスクを認識していた参加者が少なかったのではないだろうか。会議をどう終わらせるか、という観点に立って会議全体の戦略を練ることが、いかに重要であるかということが指摘できるだろう。

また、準備を突き詰めたからこそ、かえって浮き彫りになったともいえる課題もある。それは、模擬国連は「相手がいればこそ成立する」ものであり、交渉相手や状況に応じて柔軟な

対応が求められるということである。

当会議では想定外の相手の行動を前に戦略が崩れ、打開できない場面が多く見られた。小手先の戦術ではなく、会議全体を見据えたうえでの戦術の組み合わせ、戦略策定が必要であろう。また、多くの多方面で交渉を行っていたものの、いずれの交渉でも目立った成果をあげられず、歯がゆい思いをした参加者も多かったように見受けられる。大きな戦略で交渉の手を広げるのではなく、むしろこの複雑な議場においては、制御可能な範囲を見極めて、確実に成果に結びつけることが重要であったのかもしれない。

会議全般についての総括

成果文書の採択には失敗したものの、「模擬国連の面白さ」を体感できる会議をつくるという目的については、当初の想定を上回る形で達成できたと考えている。会議準備段階から会議中に至るまで、参加者の方々のアイデアが浮かんだ瞬間、あるいはそれがハマった瞬間に多く立ち会うことができた。また、すべての参加者が主体的に参加し、最後まで全員で会議を作ることができた。

多くの参加者にとっては、前述のように、当会議は収穫を得る以上に、課題を見つめる機会になったということもまた、事実であろう。この先の模擬国連活動の中で、折りに触れて当会議での経験を思い返し、なんらかの形で、活かしていただければ幸いである。そして何よりも、参加者一人ひとりが、今後の模擬国連活動において活躍されることを祈っている。

また、議題に目を転じれば、ICC という機関が注目される中において、参加者の方々が ICC の在り方や国際正義、紛争解決といったテーマについて、興味を持ち、深い洞察を加えて下さったことも成果であると考えている。参加者の方々が、今後もこうしたテーマについて思考を巡らせていただければ、望外の喜びである。

当会議でフロントが示そうとした、「模擬国連の面白さ」はもちろん唯一のものではない。模擬国連の楽しさというものは人それぞれであろう。当会議でのフロントの最大の目標は、会議を通じて、漠然とした「模擬国連って面白い」という感想を共有することであり、参加者がそれぞれの形で、会議を楽しんでもらえればそれが一番で、フロントで示そうとした面白さはその一例に過ぎない。そして実際に、当会議の参加者の模擬国連への向き合い方は多様であったといえよう。

昨今、模擬国連活動の中では、模擬国連の意義あるいは、模擬国連の技術論にフォーカスされることも多い。もちろん、それらは意義のある素晴らしいことであるが、他方で、純粋に各々が自由に模擬国連を楽しむということも、それ自体に価値があるのだと、フロントは信じている。この先もそうした模擬国連活動への向き合い方が、どこかで残っていくことを祈っている。この会議を通して、参加してくださったみなさんと交渉の楽しさ、模擬国連の楽しさを共有することができていれば、あわよくば模擬国連の中の楽しい記憶として残り

続けてくれればうれしい限りである。

フロント一同、とても面白く、充実したこの会議で、模擬国連活動をしめくくれたことは、ひとえにまっすぐ会議に向き合ってくださった参加者の方々によるものであり、感謝の念に堪えない。また、当会議は、事務局をはじめとした、多くの方の支えなしには実現することはできなかった。支えてくださった全ての皆様に心からの感謝を申し上げて、結びとしたい。

第 36 回全日本大会『コソボ・クライシス』

会議監督：稲川翔子

1. 議題概要・選定理由

議題概要

コソボ情勢とは、セルビア共和国南西部にある自治州内でアルバニア人が独立を求めて運動を始めたことをきっかけに、ユーゴスラビア政府による強い弾圧を受け、次第に多くの民間人を巻き込む紛争へと事態が悪化していく一連の流れを指します。

【歴史的背景】

チトーのカリスマ性によって統一されていた旧ユーゴスラビア連邦は、彼の死後、民主主義が加速していき、スロベニア・クロアチア・マケドニア・ボスニア=ヘルツェゴビナが独立を宣言します。残ったセルビアとモンテネグロは、新ユーゴスラビアが発足しました。ユーゴスラビアやセルビアを全体で見れば多数派はセルビア人でしたが、セルビアの一部であるコソボ自治州は約 200 万人の住民のうち 9 割がアルバニア人という複雑な民族構成をしていました。

【紛争の流れ】

第二次世界大戦直後のコソボは貧困地域ではあるものの、政治的には安定していました。しかし、1980 年代に入るとミロシェヴィッチ大統領はセルビア民族主義的な動きを強め、同地域に 9 割住むアルバニア人は経済的な不満も加わり、強い反発を引き起こします。そして次第に武装勢力化し、武力で独立を訴える強硬な組織「コソボ解放軍 (KLA)」として独立運動を行っていきます。これに対し、ミロシェヴィッチ率いるユーゴ治安部隊が KLA の鎮圧と称し、苛烈な攻撃を強め、KLA のメンバーのみならず、民間人であった多くのアルバニア人が殺されたり、家を追われたりすることとなりました。

この民族浄化とも言えるミロシェヴィッチの行動が国際社会でも問題視され、国連の場で情勢解決に向けた取り組みが話し合われることとなります。しかしながら、国連や和平交渉にあたったコンタクトグループの努力も虚しく、交渉は瓦解し、1999 年 3 月 24 日に NATO は国連からの許可なしに、コソボ自治州への空爆を開始しました。そして、空爆中にも継続していた和平交渉が、1999 年 6 月 3 日にミロシェヴィッチの合意により終了し、6 月 10 日には空爆が停止。コソボ情勢が終結することとなります。

議題選定理由

議題の選定理由は大きく分けて 2 つあります。1 つ目に、会議においてデリの選択によっ

て変動する情勢の可変範囲が広いことです。史実のコソボ情勢では、人道被害が悪化する中で、当事者同士の和平交渉が実現せず、安保理の授權なしに NATO による軍事介入が行われ、長期にわたる空爆が行われた末に、和平が成立しました。この行動は確かに、コソボの人道危機を終了させることになりましたが、授權なしの介入は「違法だが正当」の評価を受けました。この一連の流れを知っている私たちは、情勢の進展を変えることが可能であり、その変化を通して国益の最大化を目指すことができます。和平をより早く成立させるためにはどうしたら良いのか、介入するとしたらそのタイミングはいつで、どのような手法を採用するのかなどなど、様々な分岐を予想することができます。クライシス会議の大きな魅力の1つは、自身と議場の選択したその後が見えることです。したがって、デリが情勢に与えられる影響が大きく、それによって生み出される変化も幅広いこの議題を選択しました。

2つ目に「人道的介入」の概念に惹かれたことです。人道的介入とは、他国で深刻な権利侵害や虐殺などの非人道的な行為が行われていた際に、国際社会として情勢に介入して、その行為を停止し、人道的支援を行うことを指しています。過去を振り返ると、介入の是非やその目的には賛否両論があります。一方で、私の考えでは「人道的介入」の根幹には、例え他国の人々の事情であっても、権利の侵害をそのままにしてはならない、人の命を救わなくてはならない。という純な動機が存在していると思います。現在の国際社会は、主権国家は国家のみの利益を追求して、他国を救いたいと考えるような無くなっている気がします。各国の利害が全く関わらない場合、介入が行われにくいことから、恣意的なものが含まれてないとは言えません。それでも、最終的に介入を後押しするのは、人々の気持ちであると私は考えています。ですから私は、「人道的介入」は美しい概念であると捉えています。そして、その体現であるこのコソボ情勢を選ぶに至りました。

コンセプト説明

「エンドロールは流れない」

エンドロールは、映画などの本編終了後に作品のクレジットを表示するシーンのことです。観客はエンドロールが流れると作品の「終わり」を認識します。模擬国連の1会議に出ていると、どうしても私達はこの「終わり」を見据えて行動してしまうことが多々あります。

けれども本当は「エンドロールは流れない」はずです。本来の国連は、会議が終わっても数年から数十年単位で会議の結果があとを引くことになります。私達はこれまでの模擬国連でその決断や結末の重さをどこまで理解できていたでしょうか。実際の国際社会にエンドロールを流してしまっただけではいけないから常に、最善を目指して選択を継続しなくてはなりません。その点をデリの皆さんに意識していただきながら会議に参加してほしいと思い、このコンセプトを定めました。

また、参加して下さるデリの皆さんの模擬人生にもエンドロールが流れないでほしいなと思っています。年末にある全日本会議はその後の身の振り方を考える上での大きな転機になるでしょう。その時に「もう少し模擬国連と関わっていこうかな」「来年はこんなことができるようになりたいな」そう思える会議になったらいいなと考えています。模擬国連を4年間続ける人は決して多くありません。勿論、模擬以外のことに取り組むことは素晴らしいことです。ただ、私自身がこの活動が好きで4年間を注ぎ込んできたからこそ、伝えられる魅力があるのではないかと。また、思い悩んできた経験もあるからこそ寄り添える部分があるのではないかと思います。

3. 会議の経過、成果文章について

当会議はクライシス会議であり、時間が進むとともに情勢が変動する会議です。そのため、議論経過としては実際の情勢がどのように変動したかを報告したいと思います。

| 日時 | 情勢及び議場の動き |
|------------|---|
| 1998/09/23 | 【会議開始】各議場で議論が開始される |
| 09/25 | KLA はユーゴ警察車両を爆破、警官 5 名を殺害 |
| 09/26 | 報復としてユーゴ軍が民間人 21 を殺害 |
| 09/30 | NATO 「必要なあらゆる措置を取る用意がある」 EU 「難民受け入れ支援や当事者への対応の検討」 |
| 10/1 | 安保理 決議案 2 つ（地域の平和と安全に対する脅威認定・難民支援）を検討 |
| 10/02 | NATO 軍がアルバニア・マケドニアに展開 |
| 10/03 | コンタクトグループ（和平交渉グループ）が、当事者に提案する暫定停戦案を作成 仏 アドリア海に向けて空母が出発 |
| 10/06 | 中露を含む 12 カ国が「非軍事的手段は十分に議論されておらず、優先的に議論されるべきこと」を表明 米露 それぞれの特使がミロシェヴィッチと交渉開始 |
| 10/08 | 安保理決議 1220 が可決 本情勢が「地域の安全と秩序に対する脅威」認定 |
| 10/10 | ミロシェヴィッチが暫定的な合意に達したと宣言 |
| 10/13 | ミロシェヴィッチの虐殺行為を非難する形で、NATO が空爆の警告行動（ACTWARN）を発令 |
| 10/14 | 難民に関する安保理決議 1130 が可決 |

| | |
|-------|---|
| 10/15 | 中露 NATO の警告行動を非難する WP を提出 安保理 複数の決議案が議場に存在するカオスな状況でコーカスが進行 |
| 10/18 | コンタクトグループはアルバニア人側勢力との交渉をスタート |
| 10/19 | 安保理 コンタクトグループで行われている交渉の進捗が確認される NATO 「安保理における信用が下がっている」 「透明性の担保が必要」 「軍事行動の具体化をするべき」など今後の行動方針が話し合われる |
| 10/23 | NATO KLA の支配領域が依然よりも早いスピードで減っていることを踏まえ、軍事演習と空爆準備を行うべきかを始めとする空爆の必要性の議論が行われる |
| 10/24 | 決議 1220 に基づき OSCE 監視団が武器禁輸を強化する目的で軽武装化 |
| 10/26 | ロゴヴァ村で虐殺された 24 人の遺体を発見 コンタクトグループ ユーゴスラビアとの停戦案を作成し、交渉 |
| 10/27 | 安保理 安保理として確固たる行動がとれていないことを懸念した中小国が大国に対して、議長声明を始めとした何かしらの行動を取ることを提案 |
| 10/29 | CG が休戦協定の話し合いにも関わらず、ユーゴが勢力拡大を行っていることを批判 |
| 10/30 | コソボ北部でアルバニア系住民の強制移住が開始 NATO が航空軍事演習を実施 |
| 11/03 | 虐殺を非難する安保理決議 1240 を可決 コンタクトグループ KLA に支配領域がなくなっていることを強調して、停戦案を飲むように提案 |
| 11/07 | コソボ北部での強制移住が完了、ミロシェヴィッチはコンタクトグループから建設的な議論が行われておらず、なんの連絡もないと怒る 翌日、ユーゴが 5 万人の追加動員 |
| 11/10 | NATO、空爆の行動命令<ACTORD>を発令し、72 時間以内の停戦がない場合、空爆を行うと発表 コンタクトグループ 両当事者への停戦が厳しく、武力で後押ししてから停戦交渉を進める方針で一定固まる |
| 11/14 | アライド・フォース作戦（NATO 空爆）開始 ミロシェヴィッチ コンタクトグループはろくに連絡をしてこないにも関わらず、空爆が始まったことに激怒 |
| 11/15 | 安保理 カナダが主導する人道回廊を形成する決議と、中露が主導する武力行使非難決議の作成が進む |
| 11/17 | アライド・フォース作戦第一段階終了 NATO は空爆を一時停止、空爆は人道的介入であることを強調 |

| | |
|-------|---|
| 11/21 | 安保理 中露が NATO 空爆に激怒、空爆停止決議否決（Y-N-A：4-5-6） コンタクトグループ ミロシェヴィッチが NATO 空爆関係国との国交を断絶したために、どのアクターを介して交渉を行うかを議論 |
| 11/22 | NATO 空爆再開（三度否決ののち可決） コンタクトグループ フィンランドのアハティサーリやノルウェーを介しての交渉を決定し、和平案の話し合いを行う ミロシェヴィッチに連絡は行っておらず |
| 11/23 | 安保理 カナダの提案した人道回廊について議論が行われる ユーゴ、軍人 1 人の死亡につき 100 人の囚人の処刑 コンタクトグループ 和平案の内容の議論や授權決議の話、PKO の是非などは俎上に上がるが当事者を巻き込んだ和平は頓挫 |
| 11/27 | 安保理 人道回廊の議論が紛糾しているため、さらなる決議作成や空爆非難 WP などに移る国が出てくる NATO フェーズ 3 に移る議論が行われ、声明では改めて人道的介入であることが強調 |
| 11/30 | アルバニア・マケドニアで NATO 地上演習 ミロシェヴィッチ コンタクトグループからの声明や連絡がないため、空爆の烈度がどうして上がっているかは理解できておらず、アルバニア人への虐殺を強めていく |
| 12/01 | アルバニア人代表のルゴヴァ氏がユーゴに拘束 |
| 12/05 | NATO はコソボに対して、地上侵攻を決定し準備が開始される |
| 12/06 | コソボで活動していた KLA は壊滅 ミロシェビッチは勝利宣言を掲げ、一切の軍事行動を停止すると表明 同日、NATO は上記の宣言を受け、地上作戦及び航空作戦を中止することを決定 |

上記の結果を受け、本会議におけるコソボ情勢は、ミロシェヴィッチがアルバニア人側の武装勢力である KLA を掃討したことで終わりを迎えました。

成果文書

DR.1 by USA

【主な内容】

- ・コソボ情勢の悪化が地域の平和及び安全に対する脅威を構成することを強調
- ・ユーゴスラビア・アルバニア国境監視団の武器禁輸の実効性を向上させるために権限拡大 + 武装強化を求める

DR.2 by Bahrain

【主な内容】

- ・ 難民及び避難民が安全に故郷に帰還する権利を再確認
- ・ 各国に対して、コソボ難民及び一般市民への人道的支援の資源を拠出するように要求
- ・ ユーゴスラビアに対して、国際的な人道援助に協力することを要求

DR.3 by USA

【主な内容】

- ・ コソボ内で行われたこれまでの虐殺、テロ行為、引き続く戦闘を強く非難
- ・ 敵対行為の停止を要求

DR.4 by Slovenia

【主な内容】

・ コソボにおいて人権侵害の命令、管理、指示を行っている人及び団体（有責者）に対して、渡航禁止と資産凍結を行う非軍事的措置の決定

(否決された決議)

By Russian Federation (Y-N-A : 4-5-6)

【内容】

- ・ NATO の軍事措置が憲章違反及び被害拡大していることに対する批判

4. 会議企画総括

<会議前>

勉強会

勉強会は、(1)議題理解（情勢の流れ・アクターについて）と(2)会議細則理解を行いました。議題理解は通常の会議と差はありませんが、会議細則はクライシス会議では複雑になり、さらに今会議は 3 議場制度であるため細則の数が多く混乱が予測されました。そのため、勉強会を個別で開催し、デリの疑問を解消できるように努めました。また、勉強会あとにはデリ間で交流できる時間を取るようになっている、フロントも会議前に多くのデリと気軽に話せて有意義な時間になりました。

クライシス講習会

本会議はクライシス会議のため、実際の時間経過とともに議場内外の時間も設定通りに進むことになります。そして、デリが会議内で行った行動を情勢に反映させていきながら会議が進んでいきます。初めての方にとって、この特殊な設計は慣れるまで対応が難しいため、事前に練習会を行いました。具体的には、本議題に近い設定で架空の議論を作り出し、主張

やコマンドの打ち方を練習してもらいながら、フロントはプレスで情勢変化を伝えていきます。クライシス設計に完璧に慣れるには会議当日の経験が必要不可欠ですが、この講習会もイメージを膨らませ、リサーチに活かすことのできる機会になったと考えています。

<会議後>

お話を聞く会

本会議は、情勢の内容を鑑みて予定のタイムテーブルよりも早く会議を終了しました。そのため、各デリの皆さんから会議を通してできたこと・できなかったこと、どのデリが優れていると思ったかなどを伺い、フロント目線ではない意見を収集することができました。

レビュー

約3時間に渡る全体レビューを行いました。全体の情勢変化を確認した後、安保理・NATO・第3議場それぞれからのフィードバックを行い、その後は大使館交流を行いました。クライシス会議では、デリから見えているもの・各議場で見えているものと、フロントから見えている内容では、齟齬が生まれることが往々にしてあります。その齟齬を埋め、適切に反省ができることがレビューの目的になります。大使館交流では、議場内の反省にとどまらず、デリ間での交流も活発に見られたため良い機会になったと思います。

第 36 回全日本大会『西サハラ問題』

会議監督：井上寛隆

1. 議題概要

当会議では、1981年の国連総会でなされた「西サハラ問題(Question of Western Sahara)」の議論を議題として扱いました。西サハラ問題は、スペインの植民地であった西サハラから1976年にスペインが撤退して以降、現代に至るまで解決していない脱植民地化問題です。隣接するモロッコが西サハラを自国の領土であると主張している一方、民族解放組織「ポリサリオ戦線」を中心とする西サハラの独立を主張する人々は「サハラ・アラブ民主共和国(SADR)」の樹立を宣言し、両者は対立を繰り返してきました。

この問題について、国連では現代まで半世紀以上に及ぶ議論が続いていますが、問題解決の糸口は見えていません。1991年にモロッコとポリサリオ戦線は停戦と住民投票の実施に向けた合意を結び、停戦監視と住民投票の実施を目的とした国連PKO「国際連合西サハラ住民投票ミッション(MINURSO)」が設置されましたが、様々な問題から未だに住民投票は実施に至ってないのが現状です。

しかしながら、西サハラ問題は先述したようにモロッコとポリサリオ戦線が交渉と妥協の下に停戦合意を成立させるなど、問題解決に向けた歩みを進めようという努力がなされてきたのもまた事実であります。特に、今会議が開催された1981年から1991年の10年間は、停戦に向けた試みが盛んになされたという点において非常に重要な意味を持っています。

当会議の史実決議は、西サハラを脱植民地化させるうえで必要な措置についてそれまで以上に踏み込んだ記述がなされたという点で意義の大きい決議としてみなされています。1981年6月に当時のモロッコ国王であったハッサン2世が西サハラにおける「住民投票」の実施を受諾したことで、それまで停滞気味であった国連での議論も大きく変わり、史実決議では「モロッコとポリサリオ戦線による、即時停戦と住民投票を行うことを目的とした交渉」を行うよう要請したほか、国連事務総長に対して「国連が住民投票の組織と実施を確保することができるよう必要な措置を講じること」を求めるなど、西サハラ問題の解決に向けたいくつかの施策が示されました。

こうした性質をもつ議題を当会議が選定した理由については、当会議が掲げたコンセプトが強く関わっているため、次項で詳述します。

2. コンセプト説明・議題選定理由

当会議におけるコンセプトは「Embodiment(体現の意)」です。このコンセプトには「参加者各々が考える『模擬国連』を会議行動として議場で体現してほしい」「会議行動をどの

ように『体現』するかを模索する過程で、自分自身と向き合ったり試行錯誤したりする経験を
得てほしい」という思いを込めました。

当会議で「西サハラ問題」を選定した理由として、西サハラ問題の性質そのものが当会議
のコンセプトに合致していると考えたからです。西サハラの脱植民地化を巡るこの議題は、
自決の問題のみならず、領有権や資源を争う議論など、様々な問題が絡み合うことで議論や
交渉を複雑化させています。さらには、冷戦下での西サハラの位置づけや、地域ごとにみら
れる西サハラとの関わり方の違いなど、見方によって性質が全く異なってくることも大き
な特徴です。すなわち、西サハラ問題は「国際政治の詰め合わせセット」と形容してもいい
ほどに奥深いのです、こうした性質を持つ「西サハラ問題」を議題として取り扱い会議なら
ば、会議の中で参加者各々が取りうる選択肢が多様で「参加者自身が体現したい『模擬国連』
を十二分に模索できる環境を提供できる」という確信の下、当会議の議題として選定するに
至りました¹。

3. 当会議の会議設計及び参加者サポートの骨子

当会議では、上述したコンセプトの下、フロントが参加者の「模擬国連」を体現できる過
程に干渉することを徹底的に排除し、参加者が自らの手で各々の「模擬国連」をぶつけ合
うことができる環境を整えることを目指しました。そのため、当会議の会議設計は「参加者が
各々の『模擬国連』の模索を行う上で多様な選択肢が確保される自由度の高い会議設計」、
「多様な手段の模索を後押しするフロントの手厚いサポート」、「厳格な中立姿勢の下に議
論を整理する議長」の3つが大きな柱に据えられています。以下、それぞれの具体的な内容
について記述します。

①会議設計の詳細

当会議では先述したコンセプトを担保するべく、国割と会議設計それ自体を特に拘りま
した。

当会議の国割（国割参考資料は[こちらから閲覧できます](#)）は、緩やかな陣営わけがあり
つつもどの国とも一枚岩になることが極めて難しく、陣営間のパワーバランスが拮抗して
いるものを目指して作成されました。具体的な特徴は以下の2点です。

- ① 史実決議における賛成国（独立支持派）と反対国（親モロッコ派）の比率をほぼ1：
1とし、かつ両陣営ともに急進派～穏健派まで幅がある国を選定する（穏健的な国は
投票行動を変更する可能性を持たせる）。
→独立支持派の国々は、西サハラの独立に対するインセンティブや熱量の度合いを基
準とし選定し、親モロッコ派の国々はモロッコとの関係の深さを基準として選定しま

¹ この他、当会議の会議監督及び議長が共に大学において西サハラ問題について研究を行っていることも
議題選定理由の1つになりました。

した²。

② 中間国（史実棄権国）の層を厚めに取り、さらに中間国同士も一枚岩になることが難しくなるようにスタンスの差異を設ける。

→議場内の合意を生むことを本質的な国益として抱えているスウェーデンや公の場面では中立や平和的解決を謳う一方で裏で自国益の最大化を図るフランスなど、中間国ながら主体的に自国の目指す帰結を見据えて行動できる国を幅広く選定しました³。

当会議では、参加者が各々の目指す「模擬国連」の体现を最大限模索することができるよう、各国のスタンスが非常に多様なものになるよう国割を選定しました。また、単純な票取りゲームではなく、多様な帰結や会議行動の選択肢（ロールコールによる列度の高い決議を採択や議場内でのコンセンサス等）が存在する空間で参加者が会議行動を模索できとも意識しました。これは、数ある選択肢の中から参加者が各々の会議戦略を試行錯誤しながら練り上げ、実際に議場でそれらをぶつけることで参加者自らの「模擬国連」を議場で体现できる環境を提供することを目的としており、実際にこの環境は会議当日十二分に担保されていたとフロントとして考えています。

一方、会議設計（[会議細則はこちらから閲覧できます](#)）においては、主に「オープンアジェンダ制」と「先議権や分割投票といった多様なプロシージャの確保」の2つが特徴として挙げられます。

前者では、フロントから論点や TT といった議論進行方針を提示しないことで、参加者の考えるあらゆる選択肢を排除しない会議を目指しました⁴。参考までにオープンアジェンダ制に関する当会議の具体的なプロシージャを会議細則から抜粋して以下に掲載します。

七：論点及び決議内容

- ・スピーチやインフォーマルで言及されていない内容を決議に反映することはできない。
- ・本会議においてフロントは議論進行方針を設定しない。適切な議論進行方針が各国大使から提出されることを期待する。

² 独立支持派の場合、早急に西サハラの独立を達成するためにより具体的で実効的な措置を強く求めるポリサリオやアルジェリアといった急進的の国から、インドやユーゴスラビアのように「自決権の行使」といった法規範の実行を積み重ねる必要性を説く国、シエラレオネのような独立を支持するものの議場内での合意を重要視する国など、方向性は類似していても本質的な目的や手段の選択において差異が生じる国々を選定しました。親モロッコ派の場合は、モロッコのスタンスを完全に支持する国は存在しないことを鑑み、モロッコ以外の国々について「モロッコのスタンスに賛同せず、どれだけモロッコを擁護できるか」という軸に従って選定を行いました。

³ このような特徴を持つゆえ、独立支持派や親モロッコ派にも穏健的な国家として含まれている国々も存在していました。

⁴ 議論の争点や議論の切り口が非常に多様であるという議題の特徴もオープンアジェンダ制を採用する1つの要因となっています。

- ・議論進行（論点 TT 等）案の提出〆切を 12 月 25 日 18 時 00 分までとする。それ以降に提出された議論進行案については議論議論における審議の対象としない。
- ・議論進行案の提出に関して、各国大使が大使館チャンネルに議論進行案を提出することをもって提出完了とみなす。

八：議論議論

| | |
|-----------------------|--|
| 実施時間 | 大会 1 日目（2024 年 12 月 27 日）13:30～18:00。 |
| 各国の議論進行案（論点 TT 案等）の提出 | <p>2024 年 12 月 25 日 18:00 厳守。</p> <p>※議論議論において論点 TT 案を提示する予定の大使は、12 月 25 日の 18 時 00 分までの論点 TT 案の提出を義務付ける。</p> <p>※今回の会議では、議論議論の進行案についても事前に提出することも可能ということとする。</p> <p>・議論議論の進行案についても事前に提出したい大使は、実質議論の議論進行案提出〆切の 12 月 25 日 18 時までに提出すること。</p> <p>なお、当日交渉で提出することも可能である。</p> |
| 議論議論後の議論進行案提出〆切 | 2024 年 12 月 27 日 18:00 厳守。 |
| 議論進行案の採択開始時間 | <p>2024 年 12 月 27 日 18 時～</p> <p>※議論進行案の〆切時間に複数の論点 TT 案が提出された場合、そのすべての草案を採択に掛け、論点 TT 案を決定する。</p> <p>※3 つ以上の議論進行案が提出された場合、まず 1 回目の投票で投票数の多かった上位 2 つの議論進行案に候補を絞る。その後 2 回目の決選投票において、最終的に本会合で採用する論点 TT 案を決定する。なお、1 回目の投票で過半数を獲得した論点 TT 案があった場合、自動的にその案が採用される。</p> <p>※議論進行案は手続き投票による過半数採択によって決定される。棄権は認められない。また、議論進行案の採択に関する先議権の行使は認められない。</p> |

このオープンアジェンダのプロシージャは、「参加者の会議行動のあらゆる選択肢の確保」と「議論の停滞の防止」を目的として設定しています。議論進行案の最終的な〆切を設け、〆切までに議論進行案が一本化しなかった場合は手続き投票によって一本化を図るシステムを採用することで、実質議論及び交渉の時間を確保するだけでなく、フロントが議場の趨

勢に直接関与することなく実質議論に移行することができる体制を整えました⁵。

後者については、主に先議権や分割投票、密約といった会議戦略の幅を広げるための様々なプロシージャを詳細な形で設定することを目指しました。こちらも、「先議権・分割投票・密約」のプロシージャを会議細則から抜粋して掲載します。

十五：決議案の表決に関する先議権

- ・本会議においては、**動議**として**先議権**を行使することで決議の投票の順序を変更することができる。
- ・基本的には数字の小さい決議案から投票に付されていくが、決議の性質上、先に投票に付す必要があると判断される場合、決議をはじめに投票に付すか議場で採択にかける事ができる。
- ・先議権の動議を提出した大使は、1分間の理由説明の時間が与えられる。
- ・動議提出国の理由説明の後に、議長の判断で投票を行い、過半数の賛成をもって当該決議案への先議権が認められる。また、この投票は手続き事項であり、棄権する事はできない。

十六：分割投票

| | |
|--------------------|---|
| <p>動議の提出方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・分割投票を提案する大使は、当該決議案又は修正案のどの条文に対して分割投票を行いたいのか指定しなければならない。すなわち、どの条文を分割投票にかけるのか、またどこをパッケージとして分割投票にかけるのかについて提案を行う必要がある。 ・分割可能な範囲は条文全体であり、条文の一部を分割することはできない。 <p>条文例：「A を非難し、B を要請する。」</p> <p>→この条文例の場合、「A を非難し」もしくは「B を要請する」だけを分割投票にかける動議は提出できない。</p> |
| <p>理由説明</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・分割投票の動議を提出した大使には、1分間の理由説明が与えられる。 |
| <p>分割投票動議の処理順序</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・分割投票においては、対象となる条文の指定数が多い動議（元の決議案からの変更がより大きい動議）から順に表決に付す。なお、複数の条文を分割投票にかける際に、複数の条文を一括で分 |

⁵このシステムはフロントが議論進行案を用意する必要がないため、多様な争点や議論方法が想定される会議ゆえにフロントが中立的な議論進行案を提示することが難しい会議を行う際に特に向いている会議設計であると考えています。

| | |
|--|---|
| | <p>割投票にかける場合と、個々の条文に対して分割投票を行う場合とでは、前者の方が優先される。</p> <p>Ex. 「主文 1～主文 4 を一括で分割投票にかける」場合と「主文 1～主文 4 までの条文を 1 つずつ 4 回に分けて分割投票にかける」場合では、前者が先に表決に付される。</p> |
| <p>分割投票動議の順序に関する先議権 (手続き事項)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・分割投票の表決の順序は基本的に上記の通りであるが、提案の性質上、分割投票の順序を変更したい場合に分割投票に関する先議権を行使することができる。 ・この動議は、複数の分割投票の動議が出た際に、それぞれの動議を処理する順序を変更する先議権を行使したい際に用いることができる。 ・この動議を提出した大使は、1 分間の理由説明の時間が与えられる。 ・動議提出国の理由説明の後に、議長の判断で投票を行い、過半数の賛成をもって分割投票を行う順序を変更する。 |
| <p>分割投票の実施を問う 手続き投票 (手続き事項)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・分割投票に複数国からの反対があった場合、決議案を分割投票に付すことについて 2pro/2con を行った上で、<u>分割投票の実施を問う手続き投票を行う。</u> ・2pro/2con とは、意見が分かれる提案の表決の前に、提案に賛成する 2 か国(2pro)・反対する 2 か国(2con)からその場でスピーチを募集する手続きを指す。 ・2pro/2con は、「賛成国①→反対国①→賛成国②→反対国②」という形で意見の応酬が行われる。 ・なお、2pro/2con を行う際に、賛成国が 1 か国以下の場合は自動否決、反対国が 1 か国以下の場合は自動可決となる。 ・各国 1 分ずつのスピーチの後に投票に付され、過半数の賛成で分割投票の動議が可決する。なお、この投票は手続き事項であり、<u>棄権はできない。</u> |
| <p>分割投票を行う条文の順序に関する先議権 (手続き事項)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・この動議は、1 つの分割投票の動議で「複数の条文を個別に分割投票にかける」際、分割投票で表決に付す条文の順序を変更したい場合に、先議権の行使として用いることができる。 ・この動議を提出した大使は、1 分間の理由説明の時間が与えられる。 |

| | |
|------------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・動議提出国の理由説明の後に、議長の判断で投票を行い、過半数の賛成をもって分割投票を行う順序を変更する。 |
| 分割投票の表決方法 (<u>実質事項</u>) | <ul style="list-style-type: none"> ・分割投票の動議が可決した際には、当該決議案の当該条文に対する表決方法を募集する。 ・投票は当該条文への賛成/反対/棄権を問う形で表決に付され、反対が過半数以上の場合には当該条文は削除される。 |
| 分割投票後の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該条文が削除された場合、元の決議案は提案国のいない新たな決議案に書き換えられる。以後の投票は、新たな決議案に対して行われる。 ・複数の分割投票において同一の条文が指定されていた場合、特段の理由がない限り、先に分割投票動議で得られた表決の結果が決議案/修正案に反映されるものとする。 |

十七：外交文書

- ・本会議における外交文書とは、2か国または複数国間によって密約を成立させるために交わす国家間合意文書のことを指す。この文書は国際社会には公開されないが、外交文書を通じて締結された密約は正式な国家間合意として取り扱う。
- ・密約とは、2か国又は複数国間における国際社会に公開されない国家間合意を指す。
- ・今回外交文書で取り扱うことが可能な密約の内容について特段の制限を設ける予定はないが、『**『西サハラ問題』を取り扱う国連総会の議場において、各国大使の裁量によって締結することが可能な内容**』となるよう**十分に考慮**することを求める。
- ・外交文書の提出は Discord の各国チャンネルを使用する。外交文書は本会合において提出べ切まで随時提出可能である。
- ・外交文書はフロントによるチェックを受けて受理される。フロントチェックでは、内容に関して明らかに締約国にとって不可能なものは指摘し、受理しない。しかしその後、該当部分の変更が認められた場合は受理する。
- ・**受理前の密約を根拠としたいかなる行動も認められない。**

以上のような形で手続き上取りうる選択肢を会議細則に詳述し、手続き上取りうる選択肢を明示することで、多様な会議戦略・戦術の可能性の担保とプロシージャに関する混乱の抑制を両立させる枠組みを設定しました⁶。

⁶ 先議権や分割投票などで複雑なプロシージャを採用する一方で、提出可能な AM はフレンドリーAM のみに限定するなど、特に採択会合で混乱を防止するために会議設計を簡素化している部分もあります。

②フロントによるサポート方針

当会議では、参加者の多様な手段の模索を後押しし、時にデリとして取りうる手段の幅を広げることを参加者へのサポート方針として掲げていました。参加者へのサポートを行う上で注力した点について、BG/メンター/会議内企画の3つに分けて記述します。

・BG ([こちらから閲覧できます](#))

当会議のBGは、一般的にはあまり馴染みの薄い議題ということもあり、議題や史実の議論の変遷、法概念といった議題解説を資料とともに豊富に掲載し、議題に関する理解の底上げを図りました。その際、学術的な文献に基づいた記述となるよう徹底し、なるべく精度の高い情報を提供することを心掛けました⁷。

一方で、議論想定や会議の枠組みに関する記述については、様々な解釈が可能であることに鑑み詳しい言及は控え、参加者各々に考察してもらおう形態を取りました。

・メンター

当会議ではメンターを「参加者の考えを一緒に深めたり、別の視点や手段を模索したりする機会」と位置づけ、参加者からその都度メンターでやりたいことを持ってきてもらう形態を取っていました。その上で、参加者がメンターで解消したい内容について、内容を深める発問を行って参加者自身の理解を促したり、参加者の考えに対する壁打ちを行ったりといった形のメンターを主に実施していました。

一方、何も先行きが見えない状態でリサーチを進めることは(新旧メンを中心に)難しい場合も往々にしてあるため、フロントからのリサーチのスケジュールの提案やリサーチで進める上で役立つ資料を積極的に提供するなど、参加者へのコーチングもある程度意識したメンターを心掛けました。特に、議論想定の部分については当日の議論を理解する上で非常に重要であったため、議論想定ハウツーなどを繰り返し伝えたり参加者とメンターを通じて当日議論されるであろう内容を一緒に考えたりと、より重点的にサポートを行いました。

・会議内企画

当会議では、会議企画として2回勉強会を開催し、会議終了後1月26日にレビューを行いました。計2回行った勉強会では、第1回にリサーチ全般の足掛かりとなることを目的として争点開設の総論的な会議戦略解説を、第2回には会議当日のイメージをより具体的にしていもらうために会議細則説明と議論議論戦略解説をそれぞれ行いました。

また、当会議は非クライシス会議ながらプレスを計6本発行し、内容には小ネタを挟

⁷ ただ、BGで引用した英語資料に関して、原文と研究者が訳した和訳とでニュアンスが微妙に異なっていた箇所があり、資料の引用に関しては一次資料を必ず参照するなど、情報の正確性な担保をより徹底しておくべきという反省点も見つかりました。

むなど参加者に楽しんで会議に参加してもらえるような雰囲気づくりを醸成しました。

③ 議長の中立姿勢

当会議は、フロントが参加者の会議行動の選択肢を制限する事態を回避するため、特にインフォーマルの議論において厳格な中立姿勢の下で議論整理を行ってもらうよう議長に依頼しました。「厳格な中立姿勢」とは、インフォーマルでの発言や議論進行案といったデリから議長にもたらされた情報について、文字面に従って忠実に解釈することを指します。当会議の議長を担った宮本緋夏（四ツ谷研究会 40 期）は「文字面通りに解釈して議論を整理する」能力に非常に長けており、その能力を最大限発揮してもらうことで、フロントが議論に与える影響を極力抑えることを目指しました。

4. 議論経過

当会議は議題やコンセプトを踏まえて自由度の高い会議設計を採用し、その一環としてフロントから論点や TT といった議論進行方針を提示しない「オープンアジェンダ制」を採用しました。そのため、会議における議論進行方針についての議論（議論議論）と議題に関する議論（実質議論）、及び議場を散会して行われる交渉（決議案作成作業など）が混ざり合う形で会議が進行していきました。そのため、当会議の議論経過については時間の経過とともに記すのが適切と考え、以下の通りに整理して記述します。

- ① 1 日目 18 時まで
- ② 1 日目 18 時～2 日目午前まで
- ③ 2 日目午後～3 日目午前まで
- ④ 3 日目午後

① 1 日目 18 時まで

会議開会后、1 日目の 18 時までは議論議論を実施しました。当会議では会議開始の 2 日前までに議論進行案（提出は任意）の提出〆切を設けており、会議開始時点では 10 個の議論進行案が議場に提示されました。議論進行案では、今回会議で取り扱う「西サハラ問題」を議論する上で自国が望ましいと思う議論及び交渉の形式を提示することが一般的です。今回の会議では、多くの国が「西サハラ問題の現状認識を話したうえで、今後取るべき具体的措置について議論する」という形式をとっていながらも、各国の戦略や担当する参加者それぞれの考えが投影された結果として、様々な性質を持つ案が議論の俎上に上がり、会議冒頭から非常に見応えがあるものとなりました。

【議論進行案一覧（抜粋）】

| 国 | 内容 |
|------------------|--|
| ポリサリオ戦線 (請願人) | 現状認識の議論：論点を個別で設定して議論 ⁸ （論点ベース）。 具体的措置：アフリカ統一機構（OAU）の決議や決定に基づいて、決議案の文言を精査する形式（文言ベース）。 |
| スウェーデン | 現状認識を話したうえで、具体的措置について話す。具体的措置は主に住民投票の実施方法について話し、その1つの方法として停戦の議論が小論点として抜き出されて議論する方式。 |
| アメリカ | 現状認識を話してから具体的措置について議論する。具体的措置の議論では、停戦と住民投票は論点が独立している。 |
| モロッコ | 合意内容→現状認識→これからの対応に流れを取る。 議論を限定しようという意図があった。 |

会議開会后、西サハラの独立を望む国々（アルジェリア・ポリサリオ中心）は迅速にまとまり、ポリサリオの議論進行案をベースにまとまる事が確認されました⁹。一方、中間国は主に議場の合意を目指すスウェーデンとスペインは、中間国とのすり合わせや陣営問わず各国とのヒアリングを行っていました。一方、モロッコはアメリカに対して議論進行案についてコメントを付すなどといった行動にとどまっており、少し会議に出遅れてしまった印象がありました。

その後の交渉により、両極の意見を反映したアルジェリアとアメリカが個別交渉で接触した結果として両社のコンバインが成立するかもしれないといった空気が流れ、議場の趨勢は中間国を多く取り込んだスペイン・スウェーデンも交えて全体交渉（シットティングコーカス）が開始されました。主に具体的措置の議論を文言ベースで行いたいポリサリオと論点ベースで議論したいスペイン・スウェーデンとの間に対立が生じ、最終的にポリサリオが「文言ベースでなければ飲めない」と粘りを見せたことで議論議論の交渉は決裂し、アルジェリア案・アメリカ案・スペイン/スウェーデン案という3つの案を手続き投票にかけて議論進行案を一本化する作業に入りました。

この投票において、議論進行案の賛成票と反対票は非常に拮抗しており、議論進行案の手続き投票は計2回実施しました¹⁰。1回目と2回目の投票では、決選投票となったアルジェ

⁸ なお、特に記載がない場合は論点を個別で設定して議論する「論点ベース」が議論形式として想定されていました。

⁹ 本稿で用いる「国々」などといった単語は便宜上用いる選択を取っており、政治的意図を反映したものではありません。

¹⁰ 1回目：投票結果に基づいてアルジェリア案とアメリカ案が決選投票となる。2回目：両方とも賛成多数とならず判定できず。3回目：「片方の案どちらかに賛成票を投じなければならない」という規定を設けて採択

リア案とアメリカ案が共に賛成 10、反対 11 で落ち、3 回目の投票でアルジェリア案が賛成 12 票を得て僅差で採択される結果となりました。採択されたアルジェリアンの骨子は以下の通りです。

<論点ベース>

- 大論点 1 西サハラの実況について（前提確認＝政治的内容）
 - 小論点 1 西サハラの地位について（主張→質問→懸念→反論：2h）
 - 小論点 2 紛争当事者の認識について（主張→質問→懸念→合意提案：2h）

<文言ベース>

- 大論点 2 住民投票・停戦等についての具体的な内容について（主張→質問→（懸念→反論）状況によって繰り返す→合意提案：4h）

なお、公式討議ではモロッコがコンセンサス採択を強調しつつもスペインの過去の帝国主義やアルジェリアの行動についての激しい非難が行われ、それに対する両国の答弁権行使あった他、ポリサリオ戦線が賛同国を連ねて自国の立場を明示するなど、公式討議においても大きな議場の動きがありました。

② 1 日目 18 時～2 日目午前まで

この時間では主にインフォーマルが行われ、大論点 1 に関する議論と Discord を用いた裏交渉が行われました。ここでこの論点で上がった主張について小論点ごとに箇条書きで紹介します。

小論点 1 「西サハラの地位について」

- ・非自治地域かつ人民の自決権が行使されるべき フランスなど
 - ・非自治地域かつ西サハラ住民の自決権が行使されるべき スペインなど
 - ・非自治地域かつ独立すべき（自決行使＝独立） シエラ アルジェ ポリサリオ
 - ・自決が行使されていない地域 USSR など
- USSR「植民地統治が過去に行われ、今までずっと自決行使の機会がなかった」
→リビア：「武力を以てモロッコが統治強行」
- ・SADR 独立国家に対しモロッコが占領、軍展開 モザンビーク ポリサリオ
 - ・モロッコの領域主権下にある モロッコ ザイールなど

小論点 2 「紛争当事者の認識について」

前提：「紛争」の認識以下 2 種類

- ① 一般紛争→憲章 6 章における、広く「争われている」意味での紛争
- ② 武力紛争、武力衝突

【主張の分類】

・フランスなど

→武力衝突の当事者はモロッコ・ポリサリオ+難民（一般的紛争への言及無し）。

・アルジェリアなどの独立支持派

自決権に関する一般紛争と武力紛争、ともにモロッコとポリサリオ含む西サハラ人民が当事者である。

・スペインなど

① 西サハラの領有問題に関する紛争：ポリサリオ含む西サハラ住民とモロッコ

② 武力紛争：ポリサリオ含む西サハラ人民とモロッコ

→人民というのはポリサリオ以外もありうるという温度感での主張。

・USSR

ポリサリオとモロッコが当事者である（一般紛争か武力紛争か明言無し）。

また、裏交渉では「大論点2を文言ベースでやることに懸念である」という考えを持っていたモロッコを発端として、議論進行案の改正についてモロッコに融和的な国々（アメリカなど）や中間国、両極の国とのパイプ役を申し出たインドなどの国と調整が進められていきました。この議論進行案改正の動きは、大論点1が終わった2日目の午後に全体に知れ渡ることとなりました。

③ 2日目午後～3日目午前まで

2日目の昼休憩が終わったタイミングでインドとモロッコがコーカスの動議を提出し、議論進行案改正の動きが明るみに出ました。これに対してはアルジェリアを中心として強い懸念が呈されましたが、議論進行案改正へ傾く動きを察知したアルジェリアやポリサリオなどは改正への妥協姿勢を示すようになりました。

この議論進行案の改正は、大論点2で議論するスウェーデン（とそれに賛同したスペイン）が提案した論点ベースで行おうというのが骨子でした。そして、この議論進行案の改正をめぐる交渉は、全体に明るみに出た当初見られた懸念の応酬があったにもかかわらず本音ベースの交渉が重ねられていきました。これは、孤立しそうなアルジェリアやポリサリオといった独立支持派、全体での合意を生みたいスペインやスウェーデン、できるだけ対立陣営を説得させなければ改正できないモロッコといった具合に、西サハラ独立支持派、中間国、モロッコ融和派の3つの陣営が改正に向けた交渉にインセンティブを見出していたからでした。そして、結果的に大論点2をスウェーデン・スペイン案の形式でやることで議場のコンセンサスが取れ、大論点2は以下のように改正されました。

大論点2 停戦と住民投票

小論点1 住民投票の目標

小論点2 停戦の方法と条件

小論点 3 住民投票の実施方法→内容

小論点 4 諸機関の西サハラ問題へのかかわり方

議論進行案の改正が終了した後は引き続き大論点 2 の議論へ移行しました。この大論点では、住民投票を実施する前提で停戦に向けた議論が展開される論点構造の下に、「停戦の段階や停戦方法」、「住民投票に参加する有権者の決定方法」、「実質的な視点あるいは法規範的な視点からみた国連（総会・安保理・UNHCR）や OAU のマンデート」などが話されました。この議論では各国の立場がどの程度モロッコ寄り/ポリサリオ寄りなのか明確になりました、また、インフォーマルの議論が終了した際に取られた合意提案フェーズでは以下の事項について合意が生まれ、これらの合意が決議案に反映される形で交渉が展開された点も大きな特徴でした。

- ・国際社会一般において（西サハラでの文脈に限らず）植民地独立付与宣言、友好関係原則の規範性が確認されている。
- ・西サハラ問題の解決に向けて OAU の実行は必要である。
- ・（西サハラでの文脈に限らず）すべての人民は、自決に対する不可侵の権利を持っている。
- ・停戦をするべきならば、それをする際の当事者と西サハラ地域における武力紛争当事者は同一である。
- ・OAU が行っている西サハラ問題の解決に向けた一連の努力への強力な支持を表明する
- ・OAU と国連の一般的立場に優劣関係はない（補足：主従関係などそのようなものがない）。

裏交渉では、徐々に決議案の起草をめぐる交渉が展開されていくと同時に、常に議場の趨勢が大きく変化し続けたことが特徴といえます。特に、2 日目に議場の各国に対して網羅的な交渉パイプを構築したフランスとインドの動きは非常に面白いものがありました¹¹。

2 日目の午前中からフランスとインドは決議案の作成を見据えて各国とのパイプ構築を進めており、フランスは仲介役を演じるために幅広い国との交渉パイプを、インドは主にアルジェリアやポリサリオといった極の国を丸めてある程度妥結が図られた決議を通すべく活発な裏交渉を展開していました¹²。一方、それまで議場の合意形成を主導してきたスペインやスウェーデンはインフォーマルに注力しており、2 日目の午後は裏交渉で情報を吸い上げたフランスやインドが主導権を得る形へと議場の趨勢が塗り替えられていきました。

¹¹ この他、西サハラ独立派の国々はポリサリオが政治的な内容についての決議案を作成すると同時に、中間国としての顔を持つシエラレオネが具体的措置についてコンセンサスを見据えた決議案を作成し、西サハラ独立派として双方の決議を採択することを目標に陣営内での折衝が進められていきました。

¹² ただ、裏交渉を活発に行っていたからと言ってインフォーマルを疎かにしていたわけではなく、特にフランスは的確な主張を適切なタイミングで展開していました

特に各国との交渉パイプ構築していたフランスは、インフォーマルの発言の差異や他国の会議行動の微妙な違いを見抜き、自国にとって有利な状況に傾かせようと交渉を仕掛けていきました。フランスは断片的ではありますが自国が収集した情報をもとに「スウェーデンがポリサリオの傀儡として動いている」という仮説を立て、アルジェリアに対しては都合の良い仲介役を演じたり、モロッコに自国の仮説を伝えて発破をかけたりなど、自国が優位に立つことができるような立ち回りを行っていました¹³。

議場で情報を吸い上げて優位に立ったフランスとインドでしたが、3日目になるとこのスペインとスウェーデンが勢いを盛り返してきました。インフォーマルに注力していたこの2か国は、インフォーマルの内容を踏まえた中間的な決議案を提示し、これに対して懐疑的な姿勢を示したフランスやインドは影響力を失っていくこととなりました。

④ 3日目午後

スペインとスウェーデンが勢いを盛り返し、スペインとスウェーデンを中心として決議案の本格的な起草が始まりました。ここで、西サハラ独立派の国々からシエラレオネ他数か国が窓口役として交渉に参加し、コンセンサス採択を見据えた文言交渉が始まりました。これは主に中間国を中心として行われ、両極の国があまり交渉に関与することはありませんでした。最終的にシッティングコーカスを通じた議場全体の文言交渉に移行し、モロッコが「コンセンサス採択したいからここまで飲んでほしい」という粘りを見せたことで、スペイン/スウェーデン（中間国）案はかなりモロッコに有利な形で妥結しました。この他、史実決議を少し弱めたアルジェリア案とモロッコ側の解釈が反映されたモロッコ案が提出されました。採択結果は以下の通りです。

| |
|---|
| アルジェリア案：賛成8 反対5 棄権7（主文2 分割：賛成9 反対4 棄権7） |
| スウェーデン/スペイン案：コンセンサス採択 |
| モロッコ案：アルジェリア案とバッティングしていたため自動棄却。 |

この採択結果を受けて議場は決議が無事採択されたことに対する安堵感に包まれましたが、モロッコの「我が国はコンセンサスを希求し、これを成し遂げた。これは我が国の弛まぬ妥協と交渉努力の結果である。一方、アルジェリアは自国の案強行採決した。アルジェリアが譲歩しないのは明らかであり、モロッコは今回のコンセンサス決議を最後の妥協とする」というスピーチによって一変しました。コンセンサスとロールコールという2つの方法によって決議がそれぞれ採択されたことで、モロッコの強硬姿勢や議場内での分断がより浮き彫りになり、今後の問題解決への道のりは史実以上茨の道となることが予想される結果となりました。

¹³ フランスは、インフォーマルの発言の違いや交渉の温度感をもとに、アルジェリアとポリサリオの足並みが揃っていないこと、コンセンサスを目指すと公言していたスウェーデンやスペインといった中間国が中々交渉に応じてくれない姿勢から、上述した仮説を打ち立てました。しかし、実際にスウェーデンとポリサリオは当時全く交渉を行っておらず、この仮説はいわゆる「陰謀論」として議場に広まりました。

5. 会議結果・成果文書

以下、当会議で採択された決議案 2 本を添付します。アルジェリア案は国連総会決議 36/46[A]に、スウェーデン/スペイン案は国連総会決議 36/46[B]として記録されることとなります。

【国連総会決議 36/46[A】】

Thirty-six session

Agenda Item 19

Question of Western Sahara

by Algeria ,India, Libyan Arab Jamarhiriya ,Mozambique,Yugoslavia

国連総会は、
西サハラ問題を深く検討し、(Deeply Having examined)
国際連合憲章および植民地諸国および人民への独立付与に関する宣言を含む
1960 年 12 月 14 日の総会決議 1514 に規定された原則を確認し、(Affirming)
自決および独立に対するすべての人民の不可侵の権利を想起し、(Recalling)
植民地諸国および人民への独立付与に関する宣言を含む 1960 年 12 月 14 日の
決議 35/19 を想起し、(Recalling)
植民地諸国および人民への独立付与に関する宣言を含む 1960 年 12 月 14 日の
総会決議 1514 (XV) および西サハラ問題に関する 1980 年 11 月 11 日の決議 35/19 を
想起し、(Recalling)
植民地諸国および人民への独立付与に関する宣言の実施状況に関する特別委員会
の報告書の関連する章を検討し、(Having examined)
サギア・エル・ハムラおよびリオ・デ・オロ解放人民戦線代表の発言を聞き入れ、
(Having heard)
国際連合とアフリカ統一機構との協力に関する 1980 年 12 月 10 日の決議
35/117 を想起し、(Recalling)
アフリカ統一機構首脳会議がその第 18 通常会期で採択した決定に注意を促し、
(Taking note)
1981 年 8 月 24 日から 26 日までナイロビで開催されたアフリカ統一機構の実
施委員会において、西サハラの人々はその将来について自由かつ民主的に宣言できる適
切な機構の設立に関して採択された決定に注意を促し、(Taking note)
西サハラ問題の解決が国際社会において望まれていることを強調し、
(Emphasizing)
1979 年 9 月 3 日から 9 日にハバナで開催された第 6 回非同盟諸国首脳会議

で採択された政治宣言の西サハラに関する部分に留意し、(*Bearing in mind*)

1. OAU 及び国際連合憲章の原則に従い、公平かつ平和的解決の探求に関しての OAU 並びに国際連合の責任を再確認する。(*Reaffirms*)
2. 国際連合憲章およびアフリカ統一機構憲章ならびに総会決議 1514 (XV) の目的ならびに国際連合およびアフリカ統一機構の関連決議に従い、西サハラ人民の自決および独立に対する不可侵の権利を強調する。(*Emphasizes*)
3. 西サハラ問題の公正かつ永続的な解決を促進するためのアフリカ統一機構およびその実施委員会による努力を歓迎する。(*Congratulates*)
4. 国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) およびその他の国際機関に対し、西サハラ難民キャンプにおける基本的な人道援助の提供を強化し、難民の生活条件の改善および支援活動の強化を図るよう要請する。(*Urges*)
5. また、加盟国に対してこれらの活動への財政的および技術的支援を提供するよう強く求める。(*Strongly demands*)
6. アフリカ統一機構の首脳会議が、西サハラ全域において、西サハラ人民の自決に関する住民投票を一般的かつ正当な形で実施することを決定したことに注意を促す。(*Takes note*)
7. アフリカ統一機構の実施委員会が、このような住民投票を組織し、実施するためにとった措置を歓迎する。(*Congratulates*)
8. モロッコとサギア・エル・ハムラおよびリオ・デ・オロ解放人民戦線という 2 つの紛争当事者に対し、アフリカ統一機構とその実施委員会の決定に従って停戦を守るよう招請する。(*Invites*)
9. モロッコとサギア・エル・ハムラおよびリオ・デ・オロ解放人民戦線に対し、直ちに停戦を確立し、西サハラにおける一般的かつ自由で公正な自決に関する住民投票の実施を可能にする和平協定を締結することを視野に入れた交渉に入るよう要求する。(*Calls upon*)
10. このような住民投票の公正かつ公平な実施において、アフリカ統一機構に全面的に協力するという国連の決意を再確認する。(*Reaffirms*)
11. そのため、国際連合事務総長に対し、住民投票の組織と実施への国際連合の参加を確保するために必要な措置をとるよう要請する。(*Urges*)
12. また、事務総長に対し、これを総会及び安全保障理事会に報告することを要請する。(*Urges*)
13. 国際連合事務総長に対し、アフリカ統一機構首脳会議およびその実施委員会の決定ならびに本決議の実施において、アフリカ統一機構事務総長とさらに緊密に協力するよう強く求める。(*Strongly calls upon*)
14. 植民地諸国および人民への独立付与に関する宣言の実施状況に関する特別委員会に

対し、西サハラ情勢を引き続き優先事項として検討し、第 36 会期の総会に報告するよう要請する。(Urges)

15. 西サハラ問題が真に解決されるための継続的な交渉を要請する (Urges)

【国連総会決議 36/46[B】】

Thirty-six session

Agenda Item 19

Question of Western Sahara

Sponsors: Sierra Leone, Spain, Sweden, Tunisia

国連総会は、

1981 年 6 月 24 日から 27 日までナイロビで開催された第 18 回通常会議においてアフリカ統一機構(OAU)の首脳会合採択においてなされた各国首脳の説明および誓約と西サハラ問題に関する決議を考慮し (Taking into consideration) ,

1981 年 8 月 24 日から 26 日までナイロビで開催されたアフリカ統一機構の実施委員会において、採択された決定に注意を促し (Taking note) ,

国連憲章と国際連合とアフリカ統一機構との協力に関する 1980 年 12 月 10 日の決議 35/117 を想起し (Recalling) ,

1. アフリカ統一機構(OAU)第 18 回通常会議における西サハラ問題に関する決議に注意を促し、これを歓迎する (Take notes, Congratulates) ;
2. 1981 年にアフリカ統一機構(OAU)が設置した 1981 年 OAU 首脳会合の決議に委託された西サハラ実施委員会が報告した停戦条件および住民投票の実施方法にも注意を促し、歓迎する (Congratulates) ;
3. すべての当事者が実施委員会に全面的に協力する用意があることを歓迎する (Congratulates);
4. 国際連合事務総長に対し、アフリカ統一機構首脳会議およびその実施委員会の決定ならびに本決議の実施において、アフリカ統一機構事務総長と緊密に協力するよう要請する (Urges);
5. 国際連合事務総長に対し、アフリカ統一機構と協議し共同して、上記の決議ならびに決定から生じる西サハラ問題に関する実施委員会の任務遂行に援助を与え、適宜、総会と安全保障理事会に報告するよう要請する (Urges);

6. 総括

当会議は、議論経過で推察される方もいらっしゃるかもしれませんがとても中身の濃く、

非常に見ていてワクワクする会議であったと断言することができます。さらに、経験に関わらず非常にレベルの高い会議行動を各国大使が繰り返し広げていたことがとても印象的な会議であったと思います。具体的に整理したものを以下に記述します。

| | |
|---------|---|
| 公式討議 | 自国が訴えたいことを話す場だけでなく、議論構造が可視化されるようなスピーチの応酬や国際社会に印象付けを行うスピーチが多かった。 |
| インフォーマル | 会議の帰結や交渉を見据えた議論の展開が多くみられ、実際に生まれた合意や明確化された対立軸などがその後の交渉に活かされた。 |
| 裏交渉 | インフォーマルでの議論を反映しつつ、議場の趨勢を方向づけしていくような交渉が見られた。各国の戦略が直にぶつかっていた場所でもある。 |
| コーカス | 公式討議・インフォーマル・裏交渉で形成された流れ踏まえ、各国が目指す帰結に向けた行動を選択していた。 |

当会議の参加者の皆様は、各々の目指す「模擬国連の体現」に向けてひたむきに努力され、それを議場で発露しようと全力で会議に取り組んでくれました。そして、各参加者の全力で体現しようとする「模擬国連」の混ざり合いが、緻密で気づいたときにハッとさせられる会議戦略や舌を巻くような会議戦術のぶつかり合いを生み出し、会議に参加した誰もが糧を持ち帰ることができる会議へと昇華されたのではないかと考えています。模擬国連史に残る素晴らしい会議になったと断言できる、そんな会議でした。

最後になりますが、当会議への参加者、フロント、事務局の皆様をはじめとしたすべての大会関係者の皆様に厚く御礼申し上げます、結びとさせていただきます。

第 36 回全日本大会『ジュネーブ条約第 1 追加議定書』

会議監督：齋藤航太

本稿は大会の会議報告書として執筆されたものである。筆者の都合次第で今後より本格的な探求向け報告を出すかもしれない。

本会議では「1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I,以下”API”）」を起草した「武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に関する会議」をモデルに模擬会議を行いました。

4 つの争点に大別される 5 つの条文について議論が行われましたが、それぞれの争点で異なる経過をたどりました。史実との一致不一致や議場の力関係は争点によって異なるところがありましたが、いずれも熱意ある活発な議論・交渉が行われたうえで史実と比較可能な比較可能な結果を示した興味深い会議となりました。

1. 議題概要・選定理由

API は国際人道法の一部をなす重要な条約です。国際人道法は 19 世紀から 20 世紀前半の戦時国際法の流れをくんでいる、武力紛争において最低限守るべき「人道」を守るための国際法です。国際法の中で最も法典化が進んだ分野と呼ばれることもあります。

API はその名（「追加議定書」）の通り、1949 年のジュネーブ諸条約を拡充する形で策定された条約で、現在 144 か国が批准・加盟しています。API は純粋な人道法の発展に加えてゲリラ戦や無差別攻撃といった戦争の主要な形の変化に対応することも目的としており、それらのトピックに関する政治的な背景も交渉に多分に影響しました。現にアメリカやイスラエルなど一定の国は API をいまだに批准しておりません。

API は今日においても重要な意義を有しています。ウクライナ戦争やパレスチナ紛争においても問題となる無差別攻撃を明示的に禁止したのは API ですし、ゲリラと民族解放戦争の問題はのちのテロ条約の策定においても大きな論点となります。また模擬国連においては国連憲章に基づく紛争そのものの合法性に関する議論をすることが多いです。そのため紛争の中におけるルールである人道法に向かい合う貴重な機会になる議題です。

このような社会的・模擬国連的な意義と、条約の形式をとる成果文書をモデルとすることによる会議設計上の利点から API を議題として選定しました。API は包括的な条約であり、その条文は 100 条以上に及びますが、その中から API の重要な争点を抑えつつゲーム戦略的にも深みが出るような条文を選定しました。

条文数が多かったため、本会議の設計に当たっては第一義的に二次資料を参照することで会議で扱ういくつかの条文を選定し、選定された条文に対して一次資料を交えた調査を行う方法を用いました。ここでは条文の概略をカテゴリ別にご説明いたします。

第 44 条は戦闘員の捕虜資格に関する条文です。本会議ではその中でも、戦闘員が自己と

文民を区別する義務（以下「区別義務」）を課している第 3-5 項に注目して会議の変更可能条文としました。第二次世界大戦以降の、特に反植民地戦争では地元住民がゲリラ戦を行う事例が多数生じたため、この区別の義務の再検討が必要になりました。

第 51 条第 5 項及び第 57 条第 2 項は攻撃から文民や民用物を守るための条文です。第 51 条第 5 項はいわゆる無差別攻撃の具体的な例示を与える条文であり、第 57 条は「予防措置」と呼ばれる文民や民用物の巻き添え被害を防ぐための義務について述べた条文です。これらの条文では細かい表現や義務の内容などの技術的な議論が多く存在しましたが、おおむね軍事的利益を重視する大国と、民間人や文民の被害の防止を重視する中小国の対立という構図に期すことができます。

復讐に関する条文案は史実においてフランスの提案を中心として議論が行われた条文案で、人道法違反の「やり返し・報復」（厳密には異なる）にあたる「戦時復讐」について議論が行われました。性質としては他の条文で禁止されている特定の対象への復讐の禁止の例外規定に近い物がフランス案になります。そのほかにも史実ではフランス案へのカウンターとして復讐の全面的禁止を掲げるポーランド・シリア案なども提案されました。復讐を認めるか否か、規制するとして絶対的な禁止にするかなどが争点になりました。史実では条文がほぼ削除されています。

留保に関する条文案は史実において一部条文の留保を禁止するものとして草案に含まれていた条文案でしたが、禁止すべき条文のリストをめぐって折り合いがつかず、削除された条文案です。

これらの論点一つ一つについて丁寧に議論する時間を設けるため、すべての国を 2 人ペアとし、会議場を前後に分けて同時に議論できるようにしました。また議論の進め方はデリに議論してもらうこととして、議論の進め方や時間配分に戦略性を持たせるとともにフロントのバイアスの軽減を狙いました。

2. コンセプト説明

本会議のコンセプトは“inclusion”と題しました。これは会議のすべての参加者が楽しめる会議を作りたいという素朴なフロントの理想を示したものです。実際の会議の運営には様々な制約や私自身の細かな考えが反映されますが、その中でも会議のルールや設定をできるだけ丁寧に共有し、様々な理由で準備が間に合わない参加者にもできる限りのサポートをするように心がけました。

最終的には全参加者が会議を最後までやり抜き、議場全体で熱意ある交渉が行われたという意味においては、一定程度このコンセプトに沿った会議運営はできたのではないかと考えております。

3. 議論経過

本会議は大きく4つのカテゴリーに関する5つの条文を扱い、かつ多くの時間で議場を前後に分割して議論を進めましたので、議論及び交渉の経過は複雑なものになりました。そのためここでは時系列ではなく内容別に議論の概要をご紹介します。

議論議論

本会議は「議論と交渉の進め方」を議論するところから始まりました。ここで定まったことは概ね、「文言の収斂を意識した議論と交渉を一貫して行う」ことでした。

模擬国連では抽象的な論点についての順序だてた議論を最初に行うことが多いです。しかし本会議では1日目に議場全体で自由に条文の文言案に関する交渉を行う場を設けたのち、2日目以降にモデに近い形で議論を行い、その後再び交渉を行うという形式がとられました。さらに議論において有望とみられた文言を2/3以上の賛成で「仮採択」を行うことで、最終的な文言確定への布石をうつことが図られるなど、文言を収斂させる過程を重視する方式がとられました。

これらの交渉重視の姿勢によって、少数派の国も含めた全体の合意を最終的に作るという意識が形成されるとともに、論理的整合性や道義的正当性の検証よりも利害の調整を重視する風潮が形成されました。

第44条

この条文においては、おおむね第三世界諸国が東側諸国の援助の下優勢に議論を展開しました。

重要な点は早期に第三世界が文言を統一し、西側との統一的な対決姿勢を提示したことです。これにより議論では文言に基づきながらも、より概念的な「ゲリラ戦に対して人道法が寛容になるべきか」という論点に焦点が当たることになりました。この争点においては議場の多数が反植民地的なゲリラに好意的ですので、第三世界に有利な展開となったといえるでしょう。この状況を有効に利用したICRCは前述の仮採択を行い、第三世界案に3分の2の賛成を取り付けました。これによって第三世界案をもとにしてICRC主導の下西側との交渉を行う構図が形成されました。

さらに西側の中で最も強固に主張を維持したアメリカは史実において「区別義務を緩和する代わりに、違反者の捕虜資格をはく奪する」ことを主張したのですが、本会議では区別義務の内容そのもの、特に制服などの着用義務について重点的に交渉する選択をしました。これによって捕虜資格の剥奪が事実上選択肢から消えました。

最終的には文言は史実より多少厳格で文民と戦闘員の区別を徹底する人道主義的な区別義務を課す一方で、その違反によっても捕虜資格ははく奪されないとする文言が採択されました。もともと第三世界・社会主義国が有利で統一した行動をとりやすい構造であったことを加味しても、第三世界・社会主義国がそれぞれの役割を効果的に果たしたうえで、その結果生まれた対立構図をICRCが適切に処理したという意味で、大変「きれいな」経過をたどった論点であるといえるでしょう。

第 51 条第 5 項及び第 57 条第 2 項

この論点は史実から大きな逸脱を示しました。軍事的利益をきわめて強力に主張するアメリカの態度が最後まで圧力を受けずに生き残り、極めて人道性と完成度に乏しい文言案が採択されたのです。

議論・交渉の経過は次の通りです。文言の統一に難航し、まとまりを欠いた第三世界がアメリカを中心とする西側諸国と交渉をするものの平行線をたどり、最後の 30 分になってアメリカがいささか乱暴に議論を収束させ、軍事的利益を強調する文言案が採択されました。

この会議の史実からの大きな逸脱はアメリカのやや横柄な態度が議場において孤立を生み、かえってアメリカの交渉に有利に働いたことです。先行研究である Mantilla(2020) はアメリカが民間人や民用物に対する保護の拡大を受け入れたことには第三世界と社会主義国を中心に形成された「社会的圧力」の作用が重要であったことを指摘しています。しかし本会議においては、アメリカ大使の議論や交渉態度が時に危ういほど強気でありながら議場からの孤立、反発を回避しました。ここから判断される限り、本会議では「社会的圧力」は生成されなかったようです。理由としては次の 3 点が考えられます。第一に議論の初期から無条件で西側との最終的な合意が不可欠であるという認識が議場内で持たれていたこと、第二に文言上の交渉が重視され西側大国が孤立するような対立的な議論の構図が重視されなかったこと、第三に第三世界・社会主義国が十分に交渉戦術を発案・共有できなかったことです。このような状況下で、自国の立場を強力に打ち出す交渉スタイルにたけたアメリカ大使が「押し切る」形の結果となりました。

このような結果になったことは興味深く示唆的です。本会議が先行研究との比較を可能にするレベルに達していたことは大変喜ばしいことである一方、冷戦期会議においては史実以上に西側有利な展開が多いという私の書簡を再び裏付けた側面もあり、この傾向の説明や克服については課題を残すところです。また今回のような極めて自由度の高い会議設計の場合、議題への理解や国益と議論の成果が必ずしも交渉に活かされきれないという模擬国連の難しさをいささか極端な形ながら参加者に経験していただくことができました。そういう意味では、非常に味わい深い論点となりました。

復仇

復仇の論点ではフランスが大きな役割を果たしました。史実では採択されなかった復仇に関する条文案でしたが、フランスは根回しをしたうえで反対の強い国との交渉をとりまとめ、最終的には棄権なしで文言を採択させました。採択された論文では将来的な復仇の禁止を謳う文言が取り込まれるなど譲歩の痕跡が見える一方で、法的には API で新たに定められていた復仇禁止の例外ができたという点は見逃せないでしょう。

復仇条文の結果が史実からずれた理由はいくつか推測できるものの定かな点はありません。竹本(1996)などで示唆されるような国際事実調査委員会とのパートナーが本会議では存在しなかったことや、史実における重要な文脈や背景を会議全体として見落としていること

などが想定されますが、少なくともフランス提案に対する一部の国による反発が史実よりも穏健なものであったのは事実です。

留保

留保に関する条文は結局採択されませんでした。フランスが復讐の賛成を取り付ける代わりに、留保の条文の修正案にフランスも賛成するという取引を一部の第三世界に持ちかけるということもありましたが、多くの国が特定の条文への留保を禁止することの問題点を認識し、またその禁止条文のリストについて意見がまとまらずに時間が無くなったという理由によるもので、これらの点において史実での不採択の経緯と類似性が認められました。

4. 会議結果・成果文書

会議結果については「議論経過」で述べた通り争点ごとにバラバラといった形にはなりませんが、最終的には留保条文を除くすべての条文が採択されました。

投票行動について簡単にご紹介します。第 44 条は第三世界よりの内容となったことで英米を中心に棄権や反対が多くなりました。第 51/57 条では軍事的利益を強調する修正案が多数の棄権を出しつつも反対は出ずに採択されました。復讐は意外にも反対を出さずに多くの賛成を得て採択されました。

復讐や第 51/57 条は西側寄りに、第 44 条は第三世界よりになったといえますが、今後の条約の運用を考慮するならばより具体的な内容に注目するべきでしょう。

第 44 条は区別義務の違反が捕虜資格の剥奪につながるということが明確になったという点においてゲリラ攻撃やテロの議論において影響を与えるかもしれません、ただし API 以降植民地独立の波がおおむね終結したことでこの条文の適用が積極的にされているというわけではないため影響は限定的かもしれません。

第 51/57 条は起草課程を反映して大人げなく軍事的利益を繰り返す露骨な文言になっている側面があります。将来の運用によってこの条約を人道的に運用できるかが特に ICRC にとっては争点となるでしょう。

復讐条文の存在がどのように作用するかの推測は困難です。一方では復讐の容認的な側面がある一方で、手続き的な規制が思わぬところで規範的な働きを示し復讐を抑制するかもしれません。

全体として、会議のプロセスがよく反映されている文言になっていると解釈しております。

5. 会議企画（レビュー・プレス・勉強会等）

本会議では事前の勉強会とレビューのための勉強会を一回ずつ行いました。特にレビューのための勉強会では会議で作成された条文の解釈を提示したり、「会議経過」で述べたよ

うな会議展開の説明を行うことを通して会議への理解や反省を深めることを意識して行いました。また公式のレビュー以外にも Discord のチャンネルや会議後の会食で熱心に会議の振り返りをしていた様子が印象深く、喜ばしかったです。

6. 総括

本会議は API という前例がない上にやや複雑な議題を扱いました。人道法の難しさを前に先行きが不安になることもありましたが、各デリが熱心に会議に取り組んでくださった甲斐もあり、大きな会議設計の崩壊などもなく十分に模擬国連会議としての体をなすことができました。また活気のある会議のなかで、人道法の抽象的な議論で頭を悩ませ最後まで必死で交渉をする経験を提供することができたことも喜ばしい限りです。

議題という点においては、文言その意味の対応がよく意識されたという意味でとても優れた交渉であったというように思われます。狭い範囲の文言に悩みながら向き合うという中でこの対応関係を考える力を伸ばしてくれたと思います。一方でそれらの文言の理解を一貫した利益認識に変換し、他国と自国の違いを認識して最適な行動を判断するという戦略的な行動に消化するところまでは手が及んでいないデリが多い印象がありました。

また第 51/57 条の展開にみられるように、自由な会議設計にした分だけ経験や技量の差が露骨に出た点があったほか、会議全体としては条約の理解という観点から見ても改善の余地を見出すことができた会議でもありました。そういう意味で、集大成というよりは一つの通過点として大変面白い会議であったと思います。

模擬国連から離れていく神メンとしては、これからを担う新旧メンの大使が熱意のある会議準備、会議行動、レビューをしてくれたことはとても頼もしいことです。本会議に参加した多くの後輩たちが新たな成長をすることを期待して、本会議の報告とさせていただきます。

引用

Mantilla, G. (2020). Social pressure and the making of wartime civilian protection rules. *European Journal of International Relations*, 26(2), 443–468. <https://doi.org/10.1177/1354066119870237>

竹本正幸. (1996). 国際人道法の再確認と発展 (初版). 東信堂.

付録：採択された条文(太字が議論対象)

第 44 条 戦闘員及び捕虜

1. 前条に規定する戦闘員であって敵対する紛争当事者の権力内に陥ったものは、捕虜とする。
2. すべての戦闘員は、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則を遵守する義務を負うが、これらの諸規則の違反は、3 及び 4 に規定する場合を除くほか、戦闘員である権利又は敵対する紛争当事者の権力内に陥った場合に捕虜となる権利を戦闘員から奪うものではない。
3. **戦闘員は、攻撃又は攻撃の準備のための軍事行動を行っている間、あらゆる状況において文民たる住民を敵対行為の影響から保護することを遵守するための自己と文民たる住民を区別する義務を負う。もつとも、武装した戦闘員は、武力紛争において敵対行為の性質のため自己と文民たる住民とを区別することができない状況があると認められるので、戦闘員本人による軍事行動の展開中、当該状況において次に規定する間武器を公然と携行し、かつ奇計を妨げない限り簡易的な標章または制服を着用しなければならない。この 3 に定める条件に合致する行為は、第 37 条 1(c) に規定する背信行為とは認められない。**
4. **組織的抵抗運動団体の、諸条約及び本議定書を侵害する構成員は第三条約によって定められた司法上の保障を享有し、且つ、有罪判決を受けた場合でも、捕虜の地位を保持するものとする。**
(以下条文番号が史実から一つ繰り上がり)
5. この条の規定は、いずれかの者が第 3 条約第 4 条の規定に基づいて捕虜となる権利を害するものではない。
6. この条の規定は、紛争当事者の武装し、かつ、制服を着用した正規の部隊に配属された戦闘員について、その者が制服を着用することに関する各国の慣行であって一般に受け入れられているものを変更することを意図するものではない。
7. 第 1 条約第 13 条及び第 2 条約第 13 条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他の水域における難船者（ただし、難船者については、第 2 条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

第 51 条 文民たる住民の保護

5. **特に、次の攻撃は、無差別なものと認められる。**
 - a. **都市、町村その他の文民又は民用物の集中している地域に位置する複数の軍事目標であって、その目標が相互に明確に分離されていて、それらを単一の軍事目標とみなす方法及び手段を用いる攻撃**

- b. 予期される軍事的利益と比較して必要以上に、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を明らかに引き起こすことが予測される攻撃

第 57 条 攻撃の際の予防措置

1. 軍事行動を行うに際しては、文民たる住民、個々の文民及び民用物に対する攻撃を差し控えるよう不断の注意を払う。
2. 攻撃については、次の予防措置をとる。
 - a. 攻撃を計画し又は決定する者は、次のことを行う。
 - i. 攻撃の目標が文民又は民用物でなく、かつ、第 52 条 2 に規定する軍事目標であって特別の保護の対象ではないものであること及びその目標に対する攻撃がこの議定書によって禁止されていないことを確認するために、少なくとも予期される軍事的利益と、文民と民用物の損害を踏まえた実行可能な手段をとること。
 - ii. 攻撃の手段及び方法の選択に当たっては、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害及び民用物の損傷を生じさせないようにするため、少なくとも予期される軍事的利益と、文民と民用物の損害を踏まえた実行可能な手段をとること。
 - iii. 予期される軍事的利益との比較において、つり合いをとらずに (unbalanced) 巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を引き起こさないことを確認するために、少なくとも軍事的利益と、文民と民用物の損害を踏まえた実行可能な手段をとること。
 - b. 攻撃については、その目標が軍事目標でないこと若しくは特別の保護の対象であること、又は当該攻撃が、予期される軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷若しくはこれらの複合した事態をつり合いをとらずに (unbalanced) に引き起こすことが明確に予測されることが明白となった場合には停止し、またその状態が継続した場合には中止する。
 - c. 事情が許す場合はいつでも、一般住民に影響を及ぼす攻撃については、一般住民の保護を目的とした、効果的な事前の警告を与える
3. 同様の軍事的利益を得るため複数の軍事目標の中で選択が可能な場合には、選択する目標は、攻撃によって文民の生命及び民用物にもたらされる危険が最小であることが予測されるものでなければならない。

4. 紛争当事者は、海上又は空中における軍事行動を行うに際しては、文民の死亡及び民用物の損傷を防止するため、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に基づく自国の権利及び義務に従いすべての合理的な予防措置をとる。
5. この条のいかなる規定も、文民たる住民、個々の文民又は民用物に対する攻撃を認めるものと解してはならない。

復仇条文

1. この議定書の精神に基づけば、すべての紛争の当事国は武力による復仇行為を慎む義務を負っており、将来的な復仇行為の禁止を目指す。
2. しかしながらその義務と目標にもかかわらず、一紛争当事国が本議定書に基づく義務の重大、明白かつ故意の違反を行っており、その違反の犠牲となった紛争当事国（以下犠牲国）が、義務違反国に対し、その違反を中止または停止させるための行動を採ることが絶対かつ確実に必要と考える状況の下で、犠牲国が、他の場合には議定書によって禁止されているが、その違反を中止または停止させ、本議定書を遵守せしめるための一定の措置に訴える権利を行使する場合には、必ず、次の制限の下に行われる必要がある。
 - a. この措置は、義務違反国を本議定書に従わせるための他のあらゆる努力、特に平和的手段による努力が失敗したか又は利用できず、かつ、犠牲国がその違反を終了せしめる他の手段を明白かつ確実に有しない場合にのみ、取ることができる。
 - b. そのような措置に訴える決定は、犠牲国政府の最上層部でなされなくてはならない。
 - c. 義務違反国に対して、その違反が継続または更新されるならばそのような一定の措置を採る旨の公式かつ事前の警告を与え、加えて、その事前の警告にもかかわらず義務違反国によってその違反が継続または更新されていることを確認しなければならない。その警告には、措置の内容、日時、範囲を含まなければならない。
 - d. c項において与えられた事前の警告の内容、およびその後講じられた措置の詳細な内容について、あらゆる利益保護国及び国際連合に対して、可能な限り直ちに、公式に、通知しなければならない。その通知には、措置によって生じた損害の内容を把握する限りにおいて全て含まなければならない。
 - e. 取られる措置は違反を中止または停止させるという目的のみを直接的に達成する措置でなくてはならない。措置の実行において相手の違反とは直接に関連性のない事物を標的とすることは認められない。
 - f. 措置の実行において、人道と公共の良心に反するような手段を用いることは差し控えなければならない。

3. このような措置をとることが絶対に必要である場合には、その範囲及び適用方法は、いかなる場合にも、それが終了せしめようとしている違反の範囲を超えてはならない。その措置は、1949年のジュネーブ諸条約、1954年のハーグ文化財保護条約からの逸脱を含まない。その措置は、すべての場合に、その目的を達成したとき、すなわち、その措置をとらせた違反が終了したとき、または加害国が違反に対する補償に同意したとき、停止しなければならない。

第36回全日本大会『第三次中東戦争』

会議監督：四宮実彩

1. 会議概要・目的

この会議は、引退会議ということもあり、自分が教えてもらってきたこと、そして、考えてきたことや向き合ってきたことを少しでも後輩に伝えたいという思いから、作った会議でした。相手も自分も痛み分け、だけどちょっと自分に有利、そういう状態を「相手に納得させる。」私はそこに模擬国連の面白さがあると考えました。そのためにどんな会議行動をするか。それを考える面白さが、私にとっての模擬国連の競技としての面白さです。そんな模擬国連の楽しさをもう一度再確認できるような会議を作ることがこの会議の目的でした。そしてそのために、私たちにとっての理想の模擬国連を体現すること、それが最高に面白い模擬国連だと考えました。会議広報ではあえてそうした言葉を強調はしませんでした。この会議で私たちは理想の模擬国連を追求しました。

この会議のコンセプトは「ESSENCE」でした。ESSENCEというコンセプトには2つの意味があります。一つは「本質」、もう一つは「香り付け」です。特に「本質」というのは、模擬国連という会議の本質を見極め、本質的な会議行動を選びとって欲しいという意味が込められています。そして、会議に参加して考えた経験が、参加してくれたデリそれぞれの模擬国連人生のエッセンスになってほしい、そういう意味が込められています。

このコンセプトを通して、私たちは参加するデリに、模擬国連とは何か、本質的な会議行動とは何か、と言う問いを投げかけました。そして、これらの質問に対しフロントとして明確な答えを用意しました。会議を作るということは私たちの判断軸にしたがって、会議行動を評価するという事です。その基準を明確にするためにも、問いを投げかけるに際するフロントの責任という意味でも、明確な回答を用意する必要があると考えました。そのフロント解のことをこの場では「理想の模擬国連」と呼ぶことにします。

まず、理想の模擬国連において、フロントもデリも含めて、みんなが会議を楽しんでいること、これが第1条件だと考えました。熱意を持って会議に参加しているために、笑顔と涙と怒り顔と悔しい顔、全部の表情が見られるというのも、理想的な会議の姿であり、模擬国連の楽しみ方だと思いました。どこまで真剣に模擬国連に向き合って、それに本気になれるかが大事で、上手くいってなくて、頭抱えてる時間も少なくはないだろうけど、本気でやるからこそなんだかんだ戦略を考えたり、議場を分析したりするのを楽しむことができるのだと考えました。国益のために必死に考えて考えて考えて闘っているデリとか、準備し

てきたものを発揮して思い通りにハマているデリとか、そういう瞬間を見られる、感動のある会議を目指しました。そして、その大前提として、各デリが実力を発揮できていることが必要不可欠だと考えました。

さらに、こうした理想の模擬国連を実現するために、会議設計としては以下の項目を満たす必要があると考えました。

- 全ての国に強い国益があること
- 知識のみで会議の勝敗が決まらないこと
- 交渉に際してその根拠となるようなある程度の議論が必要であること
- 帰結に振れ幅があること
- 大学生の力量で議論が出来る議題の難易度であること
- DRを出すための要件が適切であること
- DRを作成するための合意可能領域があること
- 議場に過半数に DR を出すインセンティブがあること

そして、これら全てを満たす議題として第三次中東戦争を選びました。また、議論が会議の中で有効に機能するように、メモ回しを廃止しました。これはメモ回しに追われていて、議論の経過を追えていなかったとならないようにするためです。代わりに短いアンモデを適宜挟むことにより、メモ回しの大半の機能は賄えるだろうと想定しました。この意図を正確にデリに伝えていくため、会議の各フェーズはどんな意味があるか、どのような使い道があるか、などを話し合う事前の勉強会を設けました。また、メンターでもメモ回し廃止について言及し、その代わりとしてアンモデを上手く活用してほしいことを伝えました。

私たちフロントがデリと接することが出来る機会は「広報、BG、その他配布資料、メンター、勉強会、Discord のチャット」です。これらを有効に使うことで、私たちが考えた「理想の模擬国連」をデリと一緒に作り上げていくことを目標としました。

また、フロントとして TT 案を提示すること、また議論議論にタイムリミットを設けることはいたしませんでした。その代わりに、議論議論まで自分の戦略の一部として活用してほしいことを強調して伝えていました。全体へのサポートとしては、どんなデリも議論議論で何を話しているかが分かるよう、実際に仮の TT 案を作成し、勉強会の中でグループに別れて評価をしてもらいました。さらに、各デリが実際に TT 案を作れるように議論議論において考えておくべきことや論点の設け方について今議題につながるよう、勉強会の内容を工夫しました。

さらに、私たちフロントが考える「理想の模擬国連」を体現するにあたり、多くのデリが

新メンであったため、模擬国連の経験が少ないデリであってもフロントのサポートのもとで準備すれば会議戦略を持ち会議に参加できるという状態を目指しました。

そのために私たちは以下のような資料を BG とは別で配布しました。

・争点解説書

実際に行われた議論を元に、争点や議論の系譜が分かるよう、言及されうる国際法についての説明を出来るだけ丁寧にまとめたものです。例えば、アカバ湾封鎖の正当性については、海洋法条約にまで遡り、公海における航行自由の原則から説明を行いました。そして、こうした情報を与えることで、リサーチ量によって勝ち負けが決まるのではなく、どの争点をどのような角度から言及し、自分の主張をどのように論証するか、相手の主張について自国の立場を踏まえどのような立場から反論するか、という具体的な議論の中身を練ってほしいことを度々伝えてきました。

・他国理解 BOOK

私たちフロントは議場における自国の立ち位置を正確に認識するためには議場にいる全ての国について最低限の知識を知っておく必要があると考えました。しかし、全カ国について調べることは骨が折れますし、時間もかかるため度々後回しにされてしまいます。だからこそ、今会議ではフロントが最低限の情報(国の基本情報と第三次中東戦争との関わり、史実の発言及び投票行動)をまとめることで、全てのデリが戦略策定にまで辿り着けるようサポートしました。

2. 会議の経過・成果文書について

六日間戦争とも呼ばれる第3次中東戦争は、エジプトがティラン海峡を封鎖したことを発端に起きました。エジプトがこうした行動をとった背景には、ソ連がエジプトへ流した情報があると言われていています。その情報とは、イスラエルがシリアに攻撃することを決定し、国境沿いに軍を集結させているという内容でした。これを受けて、エジプトはシナイに兵を送ることを決め戦闘命令を出しました。さらに、その数日後、エジプトはアカバ湾の封鎖を発表した。これが第3次中東戦争のきっかけだと言われていています。

この六日間という短い期間でありながら、第3次中東戦争は、多くの利害が絡み合う出来事でした。イスラエルとアメリカには歴史的に深い関係性があったり、中華民国と中華人民共和国の国連議席争いに奮闘するソ連の思惑があったり、第3次中東戦争は代理戦争としての側面も持ち合わせています。そうした背景から、当時の安全保障理事会では実効性のある措置を取れずにいました。そうした状況下で、今議場である第5回緊急特別総会は開催される運びとなりました。

議論議論についてですが、フロントがTT案を提示することはしませんでした。そのため、デリには議論の進め方から話し合ってもらいました。議場では、論点ベースで責任の追求まで踏み込んだ議論をしたいと考える立場と対応策をベースに話し合う立場に別れていました。結果として、事態の原因についての議論を行った上で、方法論ベースの議論が勧められることに決まりました。戦争の原因についての議論では、原因が一つではないことやアラブ諸国の生存権を認めていない状況が原因であるという主張が行われました。さらに、イスラエルという国家が不当に樹立されたことや、UNEFが撤退されたこと、アカバ湾が封鎖されたこと、イスラエルによる先制攻撃が行われたこと、不当な占領が継続していることなど、両陣営の具体的な行為に踏み込んだ発言も行われました。さらに、UARはコンスタンティノーブル条約が有効であるか如何にかかわらず、アカバ湾封鎖が合法であることを立証しました。

しかし、アラブ陣営はイスラエルを国家として承認はしていないが、自衛権を持っているという前提に対し、否定的な意見を表明していなかったために、イスラエルには自衛権があるという前提のもと議論が進んでいってしまい、苦戦することになりました。さらに、戦争の原因が何かについての議論が行われたものの、原因の一端があることと責任を追求すべきだという主張は同一ではないというUKの発言を受け、責任追求の理由まで言及する必要が生じ、アラブ側の主張はますます難しい状況に置かれることとなりました。そのため、議論は原因究明に終始しました。特にこれは、イスラエル軍を早急に撤退させる必要があり、そのためには一刻も実行力のある決議をなんらか採択させなければいけないという焦りが招いた結果であったと思われます。

交渉においても、アラブ側の焦りの姿勢が見え、早くから妥協の姿勢を見せていたと言えます。しかし、他国から足元を見られてしまう結果となり、交渉が進むにつれてアラブ側がボトムラインを死守することが求められる厳しい展開となりました。また、残念ながら採択要件である2/3以上の賛成票の獲得が見込めなかったために、提出されたDRのうち1つは全体に共有されることなく取り下げられました。結果として、イスラエル非難決議、難民決議、エルサレムの地位に関する決議が採択されるに留まり、第5回緊急特別総会がイスラエル軍の進退に関わる有効な対応策を講じることは叶いませんでした。

また、作業文書を通して、安全保障理事会理事国及び非常任理事国の一部の国から、この議題に関する議論を安保理で継続していくことが宣言されました。さらに非常任理事国であるINDが撤回されたDRのスポンサーであることから、第5回緊急特別総会で行われた議論、及び撤回されたDRにおける交渉が一定程度安保理の議論にも影響を与えるのではないかと予想されます。

3. 会議総括・課題

全日本模擬国連大会は、かつて、模擬国連を辞めようとしていた私が、神メンとして模擬国連を続けてきたきっかけの会議です。会議戦略とはどのようなものか、なんのために議論し交渉するのか、そうした問いと一つ一つ向き合う機会となったのが全日でした。そして、自分の無力感や情けなさに向き合うために頑張るのではなく、純粹にそれが楽しいと思えた会議でした。他のフロントの先輩の背中に憧れる会議でもありました。今度は自分が先輩から教えてもらったものを、考えてきたことを後輩に伝えられるような会議として、私は第三次中東戦争の会議を作りました。願わくば、そんな模擬国連の楽しさに原点回帰できるような会議であってほしいです。終始、私たちは「楽しそうに模擬をすること」を心がけていました。そんな思いが少しでもデリの皆さんに伝わっていたとしたら、この上ない喜びです。

第 36 回全日本大会『1995 年 NPT 運用検討・延長会議』

会議監督：藤田高広

1. 議題概要・選定理由

この会議で取り扱う核兵器の不拡散に関する条約(通称 NPT)とは、核不拡散・核軍縮・原子力の平和利用の 3 つを目的とする、1970 年に発効した条約です。現在、条約の締約国数は 191 カ国の国・地域に達し、数多くの国が参加している条約の 1 つです。

第 2 次世界大戦中に米国が核兵器を開発したことをきっかけに、米ソを中心とする核兵器の開発競争が始まり、冷戦下の世界に核戦争の脅威をもたらしました。そのような中で作成された NPT では米国、ロシア、英国、フランス及び中国を「核兵器国」とし、それ以外の国を「非核兵器国」として明確に区分しています。そのため、NPT は不平等性を有する数少ない条約の 1 つとされています。NPT では核兵器国に対して誠実に核軍縮を行う義務¹⁴を規定し、非核兵器国に対して原子力の平和的利用が「奪い得ない権利」であること¹⁵を規定しています。NPT は発効してから 5 年ごとに運用検討会議が開催されており、締約国が核軍縮や核不拡散などの実施状況を確認し、これから採るべき施策について議論を重ねてきました。その中で、1991 年にソ連が崩壊したことで、米ソによる冷戦の対立構造が終結し、核兵器を巡る状況は新たな方向へと変化していきます。さらに、NPT の第 10 条第 2 項には「この条約の効力発生後の 25 年後に、条約が無期限に効力を有するか追加の一定期間延長されるかを決定するため、会議を開催する。」という規定が NPT の起草の段階で定められました。この効力発生から 25 年後の会議こそが、この 1995 年 NPT 運用検討・延長会議です。会議では、核不拡散体制を維持するために条約の無期限延長を主張する国々と「核兵器国」と「非核兵器国」との間の不平等性が恒久化されることを懸念してそれに反対する国々の間で見解の相違が見られました。しかし、最終的にはこうした対立を乗り越え、「NPT の無期限延長の決定」と共に、「運用検討プロセス強化に関する決定」、「核不拡散及び核軍縮のための原則及び目標に関する決定」及び「中東に関する決議」が採択されることになりました。また、ここで採択された「運用検討プロセス強化に関する決定」、「核不拡散及び核軍縮のための原則及び目標に関する決定」及び「中東に関する決議」は 2000 年以降の運用検討会議の決議においても言及が見られ、本会議は NPT 体制の将来に大きく影響したと言えます。

核兵器は安全保障上の観点からどこの国にとっても無関心ではいられないトピックであり、コンセンサスでの成果文書の採択によってすべての国との粘り強い交渉が求められること。及び、NPT 体制を延長するかどうかを決定するという重要なターニングポイントであり、自国益と国際社会益の双方を踏まえなければならないことから、本会議の議題に決定しました。極端に難解な条約ではないため、メン歴や経験数に左右されず、また、議題理解に

¹⁴ 核兵器の不拡散に関する条約 第 6 条

¹⁵ 核兵器の不拡散に関する条約 第 4 条第 1 項

忙殺されることなく、相手との調和の道を模索する時間を確保できる点なども議題としての魅力を感じた理由です。

2. コンセプト説明

本会議のコンセプトは「和而不同(わじふどう)」です。このコンセプトは論語の子路篇の一節に由来します。論語とは、儒教の経典である経書のひとつであり、朱子学の「四書」として孔子とその弟子たちのやり取りを記録したものです。「和而不同」の元となった一節の原文は「子曰君子和而不同小人同而不和」であり、これは「君子は他人と協調するが、安易に同調しない。逆に、小人は他人に同調するが、協調をすることはない。」という意味になります。

私たちフロントはこの君子の姿に「デリとしてのあるべき姿」を見出しました。模擬国連では、多くの国が議場に集い、意見を交わし合います。その中で、一つとして同じ国は存在しておらず、それぞれの国がその国独自の利益を有し、会議に臨んでいます。つまり、自国の利益のためには主体性をもって自ら行動する必要があるでしょう。一方で、なぜ模擬国連では多くの国がわざわざ一堂に会する機会を設けているのかということ、それは自国だけでは解決できない問題を国際社会全体で考え、各国の事情や対立を乗り越え、国際社会全体で1つの結論を出す必要があるからでしょう。このように、理想のデリとは「自国の利益のために安易に同調はしない一方で、国際社会のために他国と協調しながら行動するようなデリ」であり、これこそがまさしく君子の姿と合致すると私たちは考えました。言い換えれば、「会議の成功を目指しつつ、しっかりと自国の利益を確保できるようなデリ」こそ理想であり、会議の参加者にはこうした私たちなりの理想のデリ像に向けて会議に臨んで欲しいという想いを本コンセプトには込めました。

その上で、このコンセプトを実現するために、参加者の皆さんには特に次のことを意識して欲しいと伝えました。

- 合意可能領域などを意識し、自国益と国際社会益の双方を踏まえた国益設定をすること
- 納得感がない合意には安易に同調せず、しっかりと全員にとって納得感がある合意を追求すること
- 会議当日はしっかりと目の前にいる相手と向き合い、その相手と対話・交渉することを心掛けること

これらのポイントは模擬国連におけるすべての会議において求められることかもしれませんが、しかし、守破離という言葉が表現しているように基礎があるからこそ応用にチャレンジすることができるのだと私たちは考え、本会議ではコンセプトとして「和而不同」を掲げることにしました。

3. 議論経過

本会議では、初めに会議の進行方法を決定するための議論が行われました。会議設計上、事前交渉などは行わなかったものの、フロントを通じて TT 案を議場に共有することを可能にしたところ、参加国が 27 カ国のうち 14 カ国が提出することとなり、かなり多量の TT 案が議場に共有された段階から会議が始まりました。しかしながら、実質議論に割く時間との兼ね合いを各国大使が意識した結果、早い段階で TT 案が 2～3 案に集約されることとなりました。これ以降の交渉では各案の違いが不明瞭であったり、現状の対立点が議場全体に共有されていなかったりした影響から交渉にやや停滞感もありましたが、無事に 1 日目が終わる前に¹⁶TT 案が採択され、実質議論が始まりました。

実質議論はモデ/インフォーマルの議論から始まり、TT 案の規定上、各論点ごとに 90 分の議論時間が用意されており、90 分を超える場合にはさらに議論する必要があると議場の過半数の賛成があった際に議論時間が延長¹⁷されることとなりました。まず、議論の全体像としては各国から積極的な主張が行われたこともあり、参加者がしっかりと会議準備を積み重ねてきた成果が見られたと同時に、議場に存在している意見を集約し、整理することが出来ました。一方で、主張や質問・回答フェーズだけで上述した 90 分を使い切ってしまう、実質的に懸念フェーズに突入するかどうかは議場の過半数の賛成によって決定されることとなりました。序盤の論点では僅差で懸念フェーズに突入せず、次の論点に移行することが決まったものの、議論途中の記者会見¹⁸でモデ/インフォーマルにおける議論の意義を考え直して欲しい旨の発言が複数か国から見られた結果、それ以降の論点ではかなりの国数が懸念フェーズに突入することに賛同することとなりました。その影響から、上述した内容に加え、各国の見解の差が見られたことによって合意可能領域やアンモデ/コーカスで解消すべき対立点を模索することも出来ていました。次に議論の内容としては、本会議で何らかの措置を核兵器国に求めるため議論を深めたかった非核兵器国の思惑とは裏腹に、上述したようにあまり議論を深めることができなかつた部分があったこともあり、核兵器国が全体としてやや優位に議論を進めました。また、核兵器国側の立場が似通っていたこともあり、一体感があつたことも議論で優位に立つことに寄与していました。一方、非核兵器国側は国によって立場や温度感に違いがあり、このモデ/インフォーマルの目的にもバラつきが見られたことで、議論を優位に進めることに苦戦していた印象です。

そうしたモデ/インフォーマルを踏まえて行われたアンモデ/コーカスは、グルーピングごとの交渉が行われた後、全体での議論・交渉を行いつつ各国間の交渉も散発的に発生する形で進行していきました。まず、交渉の全体像としては上述したような核兵器国側の優位性に加え、核兵器国側はスタンスが似通っていたことでグルーピング内の交渉や役割分担がス

¹⁶ 会議設計上、本会議では会議 1 日目が終了するまでに TT 案が採択されなかった場合にはフロント TT 案に沿う形で会議が進行されることになっていました。

¹⁷ 延長される場合にはバッファを削る形で、バッファが余った場合にはアンモデ/コーカスに突入することになっていました。

¹⁸ 会議設計上、本会議では会議の冒頭と終盤に公式討議を全か国まとめて行い、会議の経過中には記者会見という形式で発言希望を募集することにしました。

ムーズに済んだ一方で、非核兵器国側、特に非同盟諸国はスタンスの違いからグルーピング内の交渉にやや苦戦したこともあり、核兵器国側が優位に交渉を進めていきました。次に、交渉の過程としては核兵器国と非核兵器国で見解が一致している部分については全体として合意事項として先に取りまとめられた後、対立点に関する議論・交渉が行われました¹⁹。本会議の採択要件がコンセンサス採択のみであることを踏まえ、非核兵器国が粘ったこともあり、一部は非核兵器国の意見も組み込まれたものの、全体として核兵器国の主張が組み込まれる形で決議草案の提出までこぎつけることとなりました。残念ながら、中東諸国が強く関心を抱いていた中東に関する決議は決議草案の提出時間に間に合わず、それに関する作業文書が2枚提出されるとともに、提出された決議草案がコンセンサス採択される形で会議は閉幕を迎えました。

4. 会議結果・成果文書

成果文書については別添の通りなのでそちらを参照していただきたいのですが、上述したような流れを組んだこともあり、全体として核兵器国にとってやや有利な文書となりました。その中で、特筆すべきポイントを4点に絞って取り上げたいと思います。

まず、本会議では「無期限の延長に関する決定」と「無期限延長後の条約の再検討プロセスの強化に関する決定」、「無期限延長後の核不拡散の実現に向けた措置に関する決定」の3枚の決議草案がまとめて一括で投票に付され、コンセンサスで採択されることとなりました。そのため、これら3枚の決議はそれぞれ別の決議であるものの、密接に関係しているものと言えます。

次に、NPT締約国の非核兵器国の安全保障について、核兵器の使用に対して積極的及び消極的安全保障を与えるために、さらなる措置を検討することとなりました。また、この措置については国連憲章に基づくことが明記されました。この規定は核兵器の使用だけではなく、核兵器の使用の威嚇も安全保障の対象にしたかった非核兵器国にとっては痛手となりました。

そして、核物質が平和目的のみに利用され、核兵器等の軍事利用に転用されないことを担保するために行われる保障措置について、非核兵器国に対する新たな核物質などの供給取り決めは非核兵器国の原子力の平和的利用の「奪い得ない権利²⁰」を制限するべきではないことが明記されました。また、こうした新たな供給取り決めは当事国の合意を前提条件とした上で、IAEAの包括的保障措置の受け入れ状況やNPTの締約の有無、もしくは核兵器・その他の核爆発装置を取得しないという国際的な法的拘束力のあるコミットメントの有無について考慮に入れるべきだとされました。この規定は核供給国側の輸出管理政策によって、原子力の平和的利用を制限されていた非核兵器国にとって喜ばしい成果となりました。

最後に、軍縮措置について、全面的かつ完全な軍備縮小における核廃絶の実現を容易にす

¹⁹ 先述したように、全体での議論・交渉と並行して各国間で散発的な交渉も行われました。

²⁰ 核兵器の不拡散に関する条約 第4条第1項

ることを目的に、①1996年を目標とした包括的核実験禁止条約に関する交渉の完了及び同条約が発効するまでの間は核実験の実施について最大限の自制を行うこと、②核兵器用核分裂性物質生産禁止条約に関する交渉を可及的速やかに開始し完成に努めること、③核兵器の完全廃絶を視野に入れた上で核兵器を削減する取り組みを継続するとともにすべての国が厳格かつ効果的な国際管理の下で一般的かつ完全な軍縮に努めることの3つの措置が優先して行われるべきだと記されました。核兵器の完全廃絶が明記されたことはそれを目標としてきた非核兵器国、特に非同盟諸国にとって嬉しい成果である一方で、核兵器の完全廃絶やそれを容易にするために優先される諸措置があくまでも全面的かつ完全な軍備縮小の下で行われるとされたことは核兵器国の意向が大きく反映されていると言えるでしょう。

5. 会議企画(レビュー・プレス・勉強会等)

本会議では会議の前後で各種の企画も合わせて実施しました。

まず、会議前に3回の勉強会を行いました。勉強会は11月下旬、12月上旬、12月中旬に計3回行う予定でしたが、会議監督の体調不良から11月下旬の勉強会は録画によるオンデマンド配信となり、リアルタイムで行った勉強会は全部で2回となりました。そのため、第1回勉強会は議題に関する説明のみとなりましたが、第2回と第3回では自国理解と国益設定、議論議論についてそれぞれ体験型のゲームのような感覚でコンテンツを実施しました。どちらもフロントから参加者とコミュニケーションを取りつつ、また参加者同士のコミュニケーションも行える形の勉強会になることを意識し、オンラインながらも各参加者が研究会・支部間で交流を行う機会となりました。また、第1回勉強会が予定されていた日と第3回勉強会の終了後には参加者同士が雑談する機会も設けました。本会議では会議当日まで国名を全体に公開しない会議設計をしていたこともあったため、なるべく多くの人と知り合ってもらい狙いがあった中で、模擬国連に関すること以外もぎっくばらんに話していた姿が印象的でした。加えて、Discordのチャンネル上で今日あった出来事を書くと同時に同様の投稿を次にして欲しい人を指名するという企画も合わせて行い、各参加者の素性を知るきっかけを作りました。

次に、会議中・会議後には何枚かのプレスを発行しました。これはあくまでもフロントが記者会見を踏まえた上で作成した文書でしたが、フロントの認識や議場内での争点を内容に含めることで、会議中にも冷静に状況を判断するきっかけになったと思っています。また、こうしたプレスをSNS上にも掲載することで、会議の様子を議場外にも伝えることが出来たと感じています。

最後に、会議後にはレビューとお楽しみ企画を行いました。まず、レビューは計3回行い、会議終了直後の第1回レビューと第2回レビューではそれぞれ第1回では会議監督から成果文書の客観的な評価を行い、第2回では参加者間でディスカッションを行うことで本会議で重要視していたものを実現する上で重要な要素や考え方を言語化するとともに参加者同士の価値観を共有するを行いました。また、後日の録画によるオンデマンド配信

の形で行ったレビュー第3回ではモデ/インフォーマル及びアンモデ/コーカスといった会議の流れなどを客観的な視点で評価したり、会議当日のレビューでは伝えきれなかった会議全体を通じた評価を追加したりするを行いました。そして、第1回レビューと第2回レビューの間で行われたお楽しみ企画では各参加者に関する質問を1人につき1題出題し、最高得点を競うクイズ大会を行いました。これも会議前の交流企画と同様に参加者同士の親睦を深めることに役立ったと感じています。

6.総括

コンセプト説明でも述べたように、「和而不同」の考え方を実現することは容易なことではありません。しかし、そうした状況の中でも、本会議では参加者の皆さんが「和而不同」を体現するべく、尽力していた会議だったと感じています。改めて、会議というものは会議監督1人だけによって完結するものではなく、フロントや参加者と一緒に作り上げるものだと思えるような会議でした。「和而不同」という考え方を通して、本会議で得られた経験や楽しさ、学び、そして発見が参加者の皆さんにとって資するものであれば幸いです。

少し個人的な話になりますが、私は4年間の模擬国連人生の中で、ネガティブな感情を抱き、模擬国連活動を辞めたいと思った日々が数え切れないほどありました。だからこそ、私は会議監督として、参加者の皆さんに楽しいと思ってもらえるような会議を作りたいという想いがありました。その中で、会議終了後に参加者の皆さんから「楽しかった」という声が聞けたことは、私にとって大きな励みであり、会議監督を務めた甲斐があったと感じる瞬間であると同時に、ここまで模擬国連活動を続けてきて良かったと思える瞬間でした。模擬国連活動が辛いと感じている人にとって、自分のような存在が参考になればと思います。

末筆ながら、初めての会議監督で何かと至らない点多かった私を最後まで支えてくれたフロント、本会議を選んでくれた参加者の皆さん、そして本大会の開催に尽力して下さった大会事務局の皆様やご支援・ご協力いただいたすべての方々に感謝申し上げます、本会議からの報告書とさせていただきます。本当にありがとうございました。

附属資料 成果文書一覧

決定1 無期限延長後の条約の再検討プロセスの強化に関する決定

NPT 締約国は、

同会議で採択された条約の無期限延長に関する決定を強調し、

1. 同会議は、条約第8条第3項の履行状況を検討し、前文の目的および条約の条項が確実に実現されていることを確認するため、条約の運用に関する審査プロセスを強化することに合意する。
2. 同会議に参加した条約締約国は、条約第8条第3項に従い、引き続き5年ごとに運用検討会議を開催すべきであり、したがって、次回の運用検討会議は2000年に開催すべ

きであると決定する。

3. 同会議は、1997 年より、準備委員会は通常 10 日間の作業期間、運用検討会議前の 3 年間にそれぞれ 1 回の会合を開催すべきと決定する。必要であれば、会議開催年に第 4 回準備会合を開催してもよい。
4. 準備委員会会合の目的は、条約の普遍性を促進するための措置を検討し、運用検討会議に勧告することである。これには「無期限延長後の核不拡散の実現に向けた措置に関する決定」で特定されたものも含まれる。これらの会議はまた、次回の運用検討会議に向けた手続き上の準備も行うべきである。
5. 会議はまた、3 つの主要委員会からなる現在の構造を継続し、複数の委員会で議論される問題の重複の問題は、各委員会の作業を調整する一般委員会で解決すべきであり、各特定の問題に関する報告書作成の実質的な責任は、1 つの委員会だけで引き受けるようにすべきであるとの結論に達する。
6. また、条約に関連する特定の問題を集中的に検討するため、各主要委員会内に補助機関を設置することも合意する。このような補助機関の設置は、各運用検討会議の準備委員会が、その運用検討会議の特定の目的に関連して推奨する。
7. さらに同会議は、運用検討会議は過去を振り返るだけでなく、将来についても視野に入れる。運用検討会議は、条約の下での締約国の約束の履行を含め、運用検討期間の成果を評価すべきである。また、運用検討会議は、条約の実施を強化し、その普遍性を達成するために何ができるかを検討すべきである。

決定 2 無期限延長に関する決定

1995 年 NPT 運用検討・延長会議は、

この条約が、国際平和と安全保障に不可欠であり、全面的かつ完全な軍縮に関する条約という究極の目標の達成に不可欠であることを再確認し、

条約第 10 条第 2 項に従い、本会議が定足数を満たしていることを確認し、

核兵器の不拡散に関する条約の第 10 条第 2 項に従って開催された締約国会議は、同条約が無期限に効力を継続することを決定する。

決定 3 無期限延長後の核不拡散の実現に向けた措置に関する決定

NPT 締約国は、

核兵器不拡散条約の普遍的な遵守は、緊急の優先事項であることを強調し、

同会議で採択された条約の無期限延長に関する決定を強調し、

核兵器の拡散が核戦争の危険を著しく増大させ、核戦争の危険を深刻にすることを憂慮し、核兵器の拡散を防止する上で、核兵器不拡散条約は極めて重要な役割を担っていることを認識し、

輸出管理の文脈において、核供給国が自発的に設定した条件が、核不拡散を目的としていたことを歓迎し、

普遍性

1. 核兵器不拡散条約の普遍的な遵守は、緊急の優先事項であることを強調し、この条約にまだ加盟していないすべての国々、特に未保護の核施設を稼働させている国々の早期の加盟のためにあらゆる努力を払うべきであることを確認する。

核不拡散

2. 核兵器の拡散が核戦争の危険を著しく増大させ、核戦争の危険を深刻にすることを憂慮し、核兵器の拡散を防止する上で、核兵器不拡散条約は極めて重要な役割を担っていることを認識し、条約締約国による原子力の平和利用を妨げることなく、核兵器やその他の核爆発装置の拡散を防止するため、あらゆる面で条約を実施する努力をすべきであることを確認する。

非核兵器地帯

3. 国際的に承認された非核兵器地帯を、当該地域の国々が自由に合意した取り決めに基づいて設置することが、核兵器のない世界という究極の目標に貢献し、世界および地域の平和と安全を強化するとの理念を再確認する。
4. 非核兵器地帯の開発、特に中東のような緊張地帯における非核兵器地帯の開発、およびすべての大量破壊兵器のない地帯の設立は、それぞれの地域の特性を考慮し、優先事項として奨励されるべきである。2000年の再検討会議までに、さらなる非核兵器地帯の設立が歓迎され、効果的に検証可能な大量破壊兵器、すなわち核・化学・生物兵器、ならびにそれらの運搬システムが存在しない地帯を設立するために前進を図るべく、適切な場において実際的措置を講じるよう、また、国際社会に対し、この目的の達成を妨げず協力することを求める。
5. 非核兵器地帯および関連議定書の効果を最大化するためには、すべての核兵器国の協力と関連議定書の尊重・支持が必要である。

PSAs・NSAs

6. 1995年4月11日に全会一致で採択された国連安全保障理事会決議第984号(1995年)や、核兵器国による消極的および積極的な安全保障保証に関する宣言に留意しつつ、核兵器の使用に対して条約締約国である非核兵器国に保証を与えるための国連憲章に基づくさらなる措置を検討すべきである。

保障措置

7. 国際原子力機関(IAEA)は、核エネルギーの平和利用から核兵器またはその他の核爆発装置への転用を防止する観点から、IAEAの規約および保障措置制度に従い、条約第3条1項に基づく義務を履行するために締結された締約国との保障措置協定の遵守を検証し、保証する責任を有する権限機関である。この点に関して、IAEAの権威を損なうようなことがあってはならない。締約国による条約の保障措置協定の不履行に関して懸念がある締約国は、IAEAのマンデートに従って検討、調査、結論の導出、必要な措置の決定を行うため、証拠および情報を添えて、その懸念をIAEAに伝えるべきであ

- る。
8. 条約第 3 条により包括的保障措置協定に署名し発効させることを要求され、まだ署名していないすべての締約国は、遅滞なく署名すべきである。
 9. IAEA 保障措置は、定期的に評価されるべきである。IAEA 保障措置の実効性をさらに強化することを目的とした IAEA 理事会により採択された決定が支持され、実施されるべきであり、未申告の核活動を探知する IAEA の能力が強化されるべきである。また、核兵器不拡散条約に加盟していない国に対しても、IAEA との包括的保障措置協定の締結を促すべきである。
 10. 非核兵器国への核物質もしくは特殊な核分裂物質、または特殊な核分裂物質の加工、使用もしくは製造のために特別に設計もしくは準備された機器もしくは材料の移転のための新たな供給取決めは、核不拡散と原子力平和利用の双方の目的に資するべきであり、特に締約国の原子力の平和的利用のため設備、資材並びに科学的及び技術的情報の交換に参加する権利を制限するべきではない。新たな供給取決めは当事国の合意を前提条件とし、以下についても考慮に入れるべきである。
 - a. IAEA の包括的保障措置の受け入れ
 - b. NPT 締約国であること、もしくは核兵器・その他の核爆発装置を取得しないという国際的な法的拘束力のあるコミットメントがなされているかどうか
 11. 軍事利用から平和的原子力活動へ移転された核分裂性物質は、核兵器国との間で締結されている自発的保障措置協定の枠組みにおいて、可能な限り速やかに IAEA の保障措置下に置かれるべきである。保障措置は、核兵器の完全廃絶が達成された後は、すべての当事国のすべての核活動に適用されるべきである。

軍縮措置

12. 核軍縮は、冷戦終結後の国際間の緊張の緩和と諸国間の信頼の強化によって、実質的に促進される。締約国の、第 6 条に明記されているように、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を進めるという約束を再確認する。
13. 締約国は、全面的かつ完全な軍備縮小における核廃絶の実現を容易にするために、以下の措置に優先的に取り組む。
 - a. ジュネーブ軍縮会議が、1996 年を目標として、普遍的かつ国際的で効果的に検証可能な包括的核実験禁止条約に関する交渉の完了に努めること。包括的核実験禁止条約の発効までの間、各締約国は核実験の実施に最大限の自制を行うこと。
 - b. ジュネーブ軍縮会議特別調整官の声明とそこに盛り込まれたマンデートを考慮し、非差別的かつ普遍的に適用可能な、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約に関する交渉の可及的速やかな開始及び完成に努めること。
 - c. 完全廃絶を視野に入れ、核兵器を削減する取り組みを継続し、すべての国が厳格

かつ効果的な国際管理の下で一般的かつ完全な軍縮に努めること。

平和利用

14. 条約の第1条、第2条、第3条に従い、差別なく平和的目的のために原子力の研究、生産および利用を開発する条約のすべての締約国の不可侵の権利の行使を確保することを特に重視すべきである。
15. 原子力の平和利用のための機器、物資および科学技術情報の可能な限りの交換への参加を容易にするための約束は、完全に履行されるべきである。
16. 原子力の平和利用を促進するためのすべての活動において、特に開発途上国のニーズを考慮し、条約の非核兵器国に優先的な待遇を与えるべきである。
17. 原子力関連の輸出管理の透明性は、条約に関心を持つすべての締約国間の対話と協力の枠組みの中で促進されるべきである。
18. すべての国は、厳格な国内措置および国際協力を通じて、廃棄物管理を含め、実行可能な最高水準の原子力安全を維持し、核物質計量、核物質防護および核物質輸送に関する基準およびガイドラインを遵守すべきである。
19. IAEA が、技術協力、保障措置及び原子力安全の分野における責任を効果的に果たすために必要な財政的及び人的資源を確保するためにあらゆる努力が払われるべきである。IAEA はまた、予測可能かつ確実な資源を通じた技術支援に資金を提供するための方法と手段を見つけることを目的とした努力を強化するよう奨励されるべきである。

名誉ある諸会員による寄稿

『名誉ある諸会員による寄稿』では、内容を指定しない自由寄稿の
形式で寄せられた寄稿を掲載する

ソヴィエト国際法の基礎理解

国立研究会 超神メン 七戸純²¹

ソヴィエト国際法の基礎についてそのまま読み進めて理解しやすく、より根本的なソヴィエト国際法の理解をはじめ、1960年代から1970年代におけるソヴィエト国際法の基礎的な理解と活用を目指す。ほとんどは理論や原則に関する内容の概説であるが、その実際的利用の例として、基本的なロジックの構築例を結集決議を題材に紹介する。これらを踏まえ、議論だけでなくソヴィエト国際法の実際的利用について論じる。本稿はソヴィエト国際法と現代国際法の共通と相違が戦略的な行動の形成を補助することを主張する。このような考え方は、ソヴィエト国際法に留まらないオルタナティブな論理の活用に重要な示唆を与えるだろう。

ソヴィエト国際法の前提

ソヴィエト国際法はその名の通りソヴィエト法学の一分野である。そのため、「人類社会の根本理論」たるマルクス=レーニン主義に基づいており、社会主義の理解がソヴィエト国際法の理解につながるであろう。同時に、ソヴィエト国際法はソヴィエト連邦をはじめとした社会主義諸国の外交を説明し正当化するための原理であり、その国際関係の変遷も頭に入れておく方がよいだろう。ただし、あくまでもソヴィエト国際法の理解のための記述であり、マルクス=レーニン主義一般の理解には遠く及ばないことは先に述べておく。

マルクス=レーニン主義の根本とは下部構造（土台）による上部構造の規定と、これに基づく歴史の発展法則である。下部構造とは社会の経済構造であり、上部構造とは社会の生活様式である。下部構造の発展に伴う上部構造の変化は次のように説明できる。物質的条件や技術のような生産手段によって社会における経済関係が規定される。そして生産手段が発展することによって、新たな生活様式が形成されようとする。この過程において、形成されんとする新たな潜在的な生活様式とかつての生活様式との間に矛盾が生まれることで、かつての支配層と潜在的な次代の支配層との間で階級闘争が起こる。そのパラダイムの変化を「古代奴隷制→封建制→資本主義→社会主義→共産主義」と巨視的に捉える。しかし、内生変数たる上部構造が外生変数たる下部構造を規定することはあり得ず、結果として発展段階が逆転することはあり得ない。新たな物質的な要素の変化を、例えば政治のような上部構造が規定できないことは、産業革命の不可逆的变化が最終的に市民革命に到達しており、長期的には封建体制を維持するか復古し続けている状況が存在しないことから理解ができ

²¹ 発言は個人の見解に基づくものであり、いかなる所属組織を代表するものではありません。また、ここで述べられている政治、経済、その他の思想に関する記述は学術的観点に基づくものであって、個人の思想的態度を意味するものではありません。

るだろう。このような下部構造の変化は、しかしながら旧来の勝利連合の不利益になるため、上部構造の変化は人為的には阻害されうる。このような下部構造と上部構造のギャップを最終的かつ不可逆的に打ち砕くのが革命である。産業化に伴う労働者の権利を抑圧し続けたツァーリはまさしくこのギャップであり、これを打破することでソヴィエト連邦は成立したのである。

マルクス=レーニン主義において社会主義が強調されるのは当然であるが、そもそも社会主義に至るためには資本主義が発達している必要があり、封建性の打倒に並んでその役割の強調があることを忘れてはならない。法や政治は上部構造に分類され、すなわちソヴィエト国際法は国家の経済と国家間の経済によって規定されるのである。国際社会が資本主義諸国家と社会主義諸国家という異なる社会体制を有する諸国家によって成り立っている以上、資本主義国家間におけるブルジョワ国際法（近代国際法）、異なる社会体制を有する諸国家における一般国際法、社会主義諸国におけるプロレタリア国際主義（社会主義国際関係）という国際法の分類が存在する²²。

このような分類に至ったのは、主に二回にわたる国際関係の変化がためである。第一にはソヴィエト連邦が世界革命を諦め、主権国家中心のアプローチに転換したこと受け、資本主義諸国による国家承認と経済協定を結んだことにある。ここでは根本的には相容れない資本主義諸国と社会主義国家たるソヴィエト連邦が条約を結びうる説明原理が求められ、過渡期としての国際法が唱えられた。孤立するソヴィエト連邦を擁護するため、主権の絶対性が強く唱えられ、主権の擁護者という自負はソヴィエト国際法の重要な要素となった。しかしながら、第二に根本的に相容れない資本主義諸国と「大同盟」を結んで第二次世界大戦でファシズムを打倒したこと、そして自ら原加盟国として国連憲章の起草に参加したことがソヴィエト国際法のさらなる発展に影響した。この段階においては、異なる社会体制を有する諸国家において、民主主義を制度的共通点として、国連憲章の原則と目的を一般国際法の基礎とした。また、第二次世界大戦の結果として東欧を中心に社会主義国家が誕生したことを受け、社会主義諸国間の関係を規定する必要が生まれた。

合意理論

主権平等の諸国からなる国際システムの中でそれら諸国を拘束する法規則を形成する方法は、その規則の内容及び法的に拘束するものとしてのその承認に関する国家意志の調整を除いて存在しない。主権国家は形式的に平等であり、このような存在の出現は発展段階によって歴史的に必然であるからして、主権平等の原則に基づけば合意のみが国際法規範成

²² 社会主義諸国における「社会主義国際法」も50年代には唱えられていたものの、社会主義の発展が国際法を構成する段階に達しているかどうかという論争と、スターリンの死去に伴ってこの学説は非主流派となった。

立のための必要条件である。その点で「合意は守られねばならないの原則 (*pacta sunt servanda*)」について、ブルジョワ国際法と言葉の上では同じであってもその背景が異なり、歴史法則に基づく定理である以上、実証学派のような循環論法に陥ることはない。そして当然それぞれの形式の宗教をよりどころとする自然法概念とも異なる²³。ただし国際法形成過程に参加する国家の意思は国家の階級的な性格を反映し、資本主義国家の意思は主にその国の経済的及び政治的支配階級の意味であり、社会主義国家の意思は労働者階級の指導の下での全人民の意思である。当然意思の階級制における相違は不可避的に関係国の究極目標における相違を生む。

成文の条約においてこの一致は交渉と妥協によって確認出来る。確かに異なる社会体制を有する諸国家には決定的な矛盾が存在し、統一された意思は存在しない。個々の主権国家は各々の国益に基づく主張を有しつつも、分野における自らの意思を闘争と協力、すなわち反駁と妥協による交渉によって条約の文言を確定させ、承認としての国家意志の一致を完了する。ただし、当然のようにこの合意に対して国家の主権平等は必要条件の一つである。当事国となる国家に対しこれが棄損されるような強制的状況である場合、当該条約は当然合意がなされたものとはみなされるべきではないだろう²⁴。

同様に慣習国際法規範も同様に主権国家の承認によって効力を有することとなる。ブルジョワ国際法では慣習行為に極めて重点を置いているものの、慣習行為そのものは慣習国際法規範の形成における一定の段階にすぎず、最終的に主権国家の法的信念に基づく黙示または顕示の承認によってのみ成立する。そうでなければ新国家は、国家として成立した瞬間から *a priori* に、これまでブルジョワ国家が自らに有利となるように構築してきたブルジョワ国際法の秩序に従わねばならないことになってしまう。よって公然ながら新国家は国際法上一般国際法上の慣習国際法規範を承認しないことができる。ただし、国際関係においてその慣習国際法規範を基礎として留保なしに参加するとき、黙示の承認によって、国際関係を規定する慣習国際法規範を事実上承認することを意味するであろう。

Jus Cogens もまた条約の必要条件の一つである。*Jus Cogens* が慣習国際法規範と異なるのは特別国際法との関係である。特別国際法は締約国に限って慣習国際法規範に対する例外を形成できるのに対し、*Jus Cogens* に対する例外は形成しえない。国際法秩序に反する条約

²³ ソヴィエト法学は社会の経済構造の発展的法則を基礎とするため、自然法概念とは相容れない。人権においても、国家なしに人権は存在しないとし、特定の国家の人権内容はその社会体制に依存すると主張する。

²⁴ この内容に関し、条約上条約に置ける議論が極めて大きい影響を及ぼしている。ここでの記述はソヴィエト国際法における基本的な視座であって、個々の状況に関しては当時の議論状況やほかの内容を十分加味すること。また、条約法条約の起草において、国際法委員会並びに外交会議双方においてトゥンキン氏がそれぞれ個人資格並びに代表団資格で参加しているため、氏の著作が重要な手がかりとなるだろう。

上の義務は有効ではなく、不平等条約や侵略を企図した条約、並びに植民地主義的性格を有する条約は無効となる。また、ニュルンベルクの諸原則は *Jus Cogens* の特定に重大な役割を果たすであろう。ただし *Jus Cogens* は不変ではない。すべての、またはほとんどのすべての国家、まさしく異なる社会体制を有する諸国間で結ばれる条約は、理論的には他の一般国際法減速や規範と同様に変更しうる²⁵。これは、強行規範が国際法の漸進的発達を妨げる性質を持たないことから明らかである。

主権の絶対性

特別な国際法主体としての民族

一般国際法は、独立した国家の形成を含む人民及び民族の同権と自決の原則を承認し規定する。(原則の詳細な内容については後述を参照のこと。) 国際法主体とは、国際関係に現在参加しているものではなく、現在参加しうるものを含むのであり、すなわち各民族は国際法の特種な主体である。ただし国際法の実際上において国際法主体としての民族が問題となるのは民族解放闘争においてであって、闘争の渦中にある民族の国際法主体性を承認することは、潜在的な国際法主体性が顕在化していることを承認するものである。

個人の国際法主体性の問題

一般国際法上、個人はその存在する領域に権限を有する国家の権力の下にあるのであって、国内法に従属する。例えば、個人の損害賠償請求はその個人が行動するのではなく、個人に関する管轄権を有する国家が自由に処分するのである。条約において個人に権利が定められていたとしてもこの問題に変更はない。国家の市民はその国家が提供するところの権利の他はいかなる権利を享受するものではなく、人権条約の締結は国内立法の分野であって、国内法において個人にそのような権利を与えることについての国家相互の義務を定めるものである。ブルジョワ国際法における個人への国際法主体性の付与は自然法概念によるものであって、自国民保護を名目とした武力行使を擁護する言説に収束する。国際法主体間の合意として国際法が成立する以上、個人には国際法主体性は付与されえないのである。

限定的国際法主体としての国際機構

²⁵ ソヴィエト国際法上においてさえ強行規範に対する合意の役割は明瞭ではない。合意理論の提唱者であるトゥンキンの学説においては、理論的には新国家は強行規範にも反対しうるとしており、強行規範の登場時からの反対については諸々の条件がある場合にはその国家には起用されないことを類推しうる。同時に強行規範に限っては少数の反対をも屈服させるという学説も十分に唱えられており、強行規範に対する当時の西側における国際法の学説と同様、学説上の混乱がみられる。ただし、実践の場合においてこれが問題となることは少ないだろう。条約法条約の起草段階においてソヴィエト連邦を代表していたのはまさしくトゥンキンその人であり、それ以降についてもそもそも強行規範の概念自体を西側が否定している以上、植民地主義やニュルンベルク原則における侵略の罪などの個別の議論に帰着すると考えられるからである。

国際機構が国際法主体となりうるという見解はほぼ確立しているように見受けられる。一般国際法上において、国際機関に国際法主体性を認めないとする規定は条約上も慣習国際法上も存在しない。しかしながら、国際機関に対して国家と同様の固有の法主体性を導くことはできない。また、民族のような潜在的な法主体性を認めることもできない。国際組織の法的性質は、当然締約国の意思の一致としての設立文書に基づく。国連憲章においても、安保理と加盟国群間に兵力抛出等に関する特別協定を締結することを定める憲章第 43 条や、国連と締約国間の権利義務関係の創設を定める憲章 105 条によって国際法主体性が認められているといえる。もちろん国連はその実行において他の問題についても条約を取り結ぶことがある。しかしこれは国連の固有の権限を認めるものではなく、加盟国の反対を招かなかつたという点で黙示の合意によって、新たな権限の創出や出現ではなく一定の拡大が認められたのである。(詳細は後の慣行、黙示の権能を参照のこと。) そのため、国際機関の持つ法主体性は固有のものではなく、国家によって創設される二次的な法主体性なのである。

国内法と国際法の関係

国際法と国内法の関係は両法学における重要な問題であり、主に両者を同一次元に置く一元説と区別する二元説に別れる。また、その作用において注目する際には、国際法の国内法に対する優越、またはその逆としてとらえられる。ソヴィエト国際法においては国家主権および国内管轄権を基礎とし、一元説並びにいずれかの優越に関する言説を否定しつつもこれらの相互作用に注目する。特に国際法において問題となるのは国際法の効力適用に関する国内法との関係である。当然国内法規範と国際法規範とが一致しない場合には国家は自己の国際法上の義務を履行しなければならず、国内法の規定をその例外の根拠とすることは出来ない。しかし、国家はその義務の履行の方法は国家の主権に属するものであり、条約がこの点に関して特別な規定を置いていない限り、国家の国内事項に属するのである。また、これは義務履行のための国内法の履行の内容だけでなく、そもそも特に義務を創設する条約が異なる社会体制を有する諸国間の合意による場合に特に重要であって、社会体制の違いによって義務の履行方法を統一的に定めることは極めて困難であることから、国家の承知しないかぎり国際法の国内法への直接適用は強調して否定される²⁶。

一般民主主義諸原則

マルクス=レーニン主義が社会主義の特殊性を導き、内と外とを分けるためだけの言説だとする批判は極めて不当である。先述のように、マルクス=レーニン主義は一般国際法、すなわち異なる社会体制を有する諸国間に適応される法をも説明する。ソヴィエト国際法では、また先述のように国際法を国家意志の表現とみなすのであり、法及び国際法を上部構造

²⁶ 例えばアメリカ合衆国では国際法を連邦法と同等であるが、これは国内法の最高である憲法における特別の規定によるものであって、国際法の国内法における位置づけは国際法によって規定されるのではなく、やはり国家の管轄権に属するといえる。

における経済構造の単なる投影として扱っているのではない。異なる社会体制に属する諸国家は経済・政治・科学技術・文化その他によって結びついているのであり、そのような下部構造では資本主義国と社会主義国の間において適応可能な一般国際法上の原則が存在するのである。

さらに、資本主義国と社会主義国は、階級的性格を持つにせよ外形的な「民主主義」を共有する。もちろん、国家意思の性格とは支配階級の意味によって規定されるのであり、前者においてはブルジョワが、後者においてはプロレタリアートないし全人民の意思が反映されるのである。しかし、ブルジョワ民主主義と社会主義的民主主義は根本的に異なる性質を有しつつも、封建体制やファシズムと区別されるという点で民主主義一般に置かれる。一般民主主義は資本主義国と社会主義国間の合意が可能な唯一の基礎であり、それゆえ、一般民主主義諸原則は、異なる社会体制を有する諸国間の平和共存の法、一般国際法上の根幹たる原則である。

一般民主主義諸原則には以下が含まれる。すなわち、平和共存、人民及び民族の同権と自決、国家の主権平等、国内事項不干渉、武力の行使またはその威嚇の禁止、領土保全・国境の不可侵、国際紛争の平和的解決、軍縮などである。この内容は諸学者によって差異がみられるが、以上の内容については共通した見解となっている。これらの原則のうちいくつかを以下に概説する。一般民主主義諸原則は一般国際法上の原則であるため他の部分繰り返しとなる部分も存在する。

平和共存の原則

平和共存の原則は、相互に関係する国際法の他の諸原則の存在を前提とした一般系であると同時に、異なる社会体制を有する諸国間の平和共存それ自体を表すものである。そしてこれは単なる名称上の存在ではなく、資本主義国と社会主義国という根本的な敵対的矛盾を孕んだ主体間の関係において、互いの社会体制を承認して押し付け合わないという義務を意味する。蓋し、人類社会の発展により資本主義国と社会主義国の闘争とは、核兵器による闘争に行き着く可能性を孕む。そのため、平和共存の原則はその存在をして、異なる社会体制を有する諸国間の平和競争の下での平和関係の維持を可能とする。

人民及び民族の同権と自決の原則

人民主権の原則は、ブルジョワ革命の時代に、封建主義・絶対主義に対して各国の人民に対して自己の政治的組織を選ぶ権利や自己の領域を管理する権利を要求する根幹であった。しかしながら資本主義諸国においてこの原則は制限と条件を持つものであり、決して植民地人民に対して適用されるものではなかった。

民族自決の原則が現代の国際法において認められるにはソヴィエト連邦の登場を待たね

ばならなかった。1917年の「平和の布告」において、ソヴィエト連邦は民族自決の原則を世界大戦の平和処理の根本とするように主張した。資本主義国は、実際には領土処理において部分的にのみ取り入れるにとどまったものの、1941年の大西洋憲章における不十分な言及を經由し、ついに1945年の国連憲章において一般国際法上の原則となった²⁷。憲章に規定される信託統治制度を部分的に正当化しうるのは、従属人民の権利の保護として、その独立を帰結の一つとすることをこの原則を根拠として位置づけているからである²⁸。もちろん、これらの規定は不十分であることを認めねばならない。しかし、これらの規定は一般国際法の発達における極めて重要な一歩であり、一般国際法上の原則としての「人民の自決の原則 (*the principle of equal rights and self-determination of peoples*)」、すなわち抑圧民族から自由に政治的に分離する権利の確立を意味する。

民族自決の原則の発展に関する議論史は、平和共存における平和競争の典型として、激烈

²⁷ 憲章には以下のように記されている。

Article 1: PURPOSES AND PRINCIPLES

The Purposes of the United Nations are:

...

2. To develop friendly relations among nations based on respect for the principle of equal rights and self-determination of peoples, and to take other appropriate measures to strengthen

...

第1条: 目的

国際連合の目的は、次の通りである。

...

2. 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。

...

²⁸ 憲章には以下のように記されている。

CHAPTER XII INTERNATIONAL TRUSTEESHIP SYSTEM

...

Article 76

...

- b. to promote the political, economic, social, and educational advancement of the inhabitants of the trust territories, and their progressive development towards self-government or independence as may be appropriate to the particular circumstances of each territory and its peoples and the freely expressed wishes of the peoples concerned, and as may be provided by the terms of each trusteeship agreement;

...

第12章 国際信託統治制度

...

第76条

...

- b. 信託統治地域の住民の政治的、経済的、社会的及び教育的進歩を促進すること。各地域及びその人民の特殊事情並びに関係人民が自由に表明する願望に適合するように、且つ、各信託統治協定の条項が規定するところに従って、自治又は独立に向っての住民の漸進的発達を促進すること。

...

な闘争を惹起してきた。民族自決の原則に対し、帝国主義諸国はその存在を否定したり、また口先だけでのみ認めることでその植民地人民の解放を無に帰そうと努めた。1948年の世界人権宣言にはその試みが成功したものの、1952年の2本の総会決議、1960年の植民地独立付与宣言、1966年の国際人権規約、1970年の友好関係原則宣言等において、ソヴィエト連邦は民族自決の原則の確認と具体化において重要なイニシアティブをとった。特に、植民地独立付与宣言においては植民地主義を違法とし、民族解放運動への対抗を国際法違反として、その違反に対して人民の発達の不十分を口実とできないとしている。また、友好関係原則宣言において、すべての国家はこの原則の実現を促進し、人民の自決権を人民から奪ういかなる強制行動も慎む義務があり、独立のために戦う人民は、強制措置に反対する行動において援助を求めてそれを受け取る権利があると指摘されている。すなわち、潜在的に国際法主体である民族としての植民地人民が望む独立を強制措置によって抑圧することは、事実上の侵略行為であって、植民地人民はこのような国際犯罪に対して自衛権によって報復的な強制措置をとることができるのである。

民族自決の原則は国際法上の地位を *apriori* には決定しない。民族は一つまたはそれ以上の民族と自由に結合する権利があり、その場合にはソヴィエト連邦構成各自治共和国のように、国際法主体としては国際関係に現れないことがある。しかし、先ほども述べたように、その民族が自身の自由な決定によって独立を求める場合においては、これを妨げてはならない。また同時に、ある民族が、民族すべてを結合する国家の樹立を義務付けない。政治経済体制の違いに基づいて別個の国家のまま発展の道を進む例は歴史上溢れている。

国内事項不干渉の原則

不干渉の原則は、国連憲章2条7項や1970年の友好関係原則宣言でも確認されているように一般国際法上の原則であり、異なる社会体制を有する諸国家の平和共存の基本原則の一つである。国家の固有の権限に属する事項に対する不干渉は、国家の主権尊重の原則から論理的に導出されるものであり、政治的独立の承認と尊重は、必然的に国家の排他的な管轄に該当する者の尊重と他国からの不介入を要求する。不干渉の原則はその対内的事項と対外的事項において発揮される。ただし、対内と対外の内容は、これらに対する国際法の関係が異なっているように、不干渉の原則においても異なっている。

国際法は国家の対内事項を規制せず、また、原則として規制することはできない。そのため国際法は国内法的規制の分野と国際法的規制の分野を区別し、前者は国家の入ってきた管轄に属するのであり、その事項における国家の行動の無制限の自由を意味する。国連憲章起草時、現在の2条7項は国内事項について「もっぱら (*sololy*)」としていたのを「本質上 (*essentially*)」としたことは、国内事項の分野における国家の自由と独立を最大限に保護しようとする目的であった。すなわち、国内問題には他国が介入しえず、かついかなる場合に

においても国際法的規制におかれぬものが存在し。これは国家の社会的システム、社会的・経済的構造の問題及びその変更である。蓋し、これは最小限の範囲であり、国内事項への該当如何の分析は、具体的状況と国内事項の限界が歴史的に流動的であるから *a priori* かつ正確に行うことはできないのである。特に、国際的関係及び国際法の発展によって変化し、また国家が同意する新たな義務によって変化するのである。ただし、諸問題の周知の国際的意義を確立し、国家がこの分野において国際協力を実行する意図を表明した場合において、それだけでは国家が特定の国際的義務を受諾したことも、国内管轄から国際管轄に移行したことも意味しない。蓋し、特定の国家に置けるある分野の範囲や性格はその国家の性質によって規定されるのであるから、異なる社会体制を有する諸国間によって結ばれる一般国際法上、そのような内容について *a priori* に画定することは出来ない。

国家が対内事項において行動の自由をもつものに対し、対外事項においては国際法によって規制される分野を成す。国際関係における国家主権は真に存在するところの国家の独立であるが、無制限ではない。ただし、先述のように国家の義務とは同意によってはじめて成立し、国家は本質的にその国内事項に属する他国の対内政策上の行動を尊重する無条件の義務を有する。よって、国家は国際的義務の具体的内容を自ら定めるのであり、条約において特に定められていない限り他の協定当事者による解釈に従わない主権的権利を有するのである。もちろん安全保障理事会による強制行動を除いて。

特定のシステム内の原則

国際法の基本的原則としての一般民主主義諸原則は、それらがすべて国家にとって義務的であるという意味において普遍的なものである。しかし、また諸国家の特定のシステムの枠内において有効な基本的原則が存在する。これらの原則は該当する諸国家にとってのみ効力を有する。しかし、普遍的な基本的原則、すなわち一般民主主義諸原則と根本において矛盾するものではなく、合意に基づく一種の特別法として同時に成立するのである。すなわち、特別法優先の原則 (*lex specialis derogat generalis*) に従い、特別な原則や規範が存在する場合にはこれらの原則や規範が優先して作用するが、これが存在しない場合には一般国際法上の原則や規範が作用するのである。

欧州共同体法

欧州共同体法 (EC 法) は、ある意味においてのちに述べる社会主義国際関係との重要な対比をなす。なぜならば EC 法は資本主義システムに基づく市場の統合を目的として設立された機関であり、一般国際法に対する独自性を有するからである。個人の法主体性、EC 法の直接適用、EC 裁判所の強制性などは一般国際法に反する内容である。

EC 裁判所は van Gend & Loos 事件において、以下のようにしてその特別性を強調している。

すなわち EC 加盟国は共通市場のために主権の一部を EC に移譲しているとして、関わる法に個人への直接適用が明文化されていないとしても、共通市場の目的のために加盟国政府の政策を否定した。裁判所曰く、「共同体は、国家が主権を制限した利益のために、国際法の新しい法秩序を構成している (the Community constitutes a new legal order of international law for the benefit of which the states have limited their sovereign rights)」のである。このように EC 法が独自の法体系であることは Costa v ENEL 事件でも言及されており、EC は資本主義の統合市場のために、そのような利益による加盟国民の利益のために加盟国の主権と憲法を含む国内法に対する絶対的優位を有することが述べられている。各国政府が判例を無視してもなお、裁判所と EC 委員会はこのような主張を続け、資本主義のイデオロギーを主権の上へとおいているのである。

社会主義国際関係

最初にも述べたように、ソヴィエト国際法にとって「社会主義国際関係」は「異なる社会体制に属する諸国間の平和共存に基づく一般国際法」となる重要概念である²⁹。ソヴィエト連邦、並びに東欧の兄弟諸国の成立によって初めて生まれた社会主義国際関係は、諸国間の新しい型の経済的・政治的関係である。社会主義の成果の一つは諸階級間の敵対的関係の消滅と、それに伴う民族間の敵対的関係の消滅である。よって社会主義諸国には敵対的矛盾は存在しえないのであり、異なる社会体制を有する諸国間の平和共存とこれに基づく一般国際法が直接適用されることはないのである³⁰。

社会主義国際関係において、一般民主主義諸原則は最も深められた形で存在する。すなわち、国家の同権、領土保全、主権と独立の尊重、不干涉原則は社会主義国際関係において真に発揮されるのである³¹。そして同時に社会主義国際関係独自のものとして、同志的連帯、兄弟的友好、相互援助などが存在する。またこれは下部構造たる社会主義国の経済と社会主義圏の経済に規定される。すなわち、経済相互援助会議を基礎とした社会主義国際分業は、社会主義と共産主義の建設において、社会主義諸国が正解的共同体から分離・孤立することが発展の客観法則から離れることを示している。逆説的に、一国が発展の客観法則から離れるということは、同じ分業体制にある他の社会主義諸国の社会主義の成果を棄損するのである。

²⁹ ただし社会主義国際関係にユーゴスラヴィアを含むかどうかは学説上の揺れ、党の見解上の揺れが存在する。この点については時代や議場構成によって自ら意見を調整するべきであろう。

³⁰ 社会主義国際関係における平和共存は時期によって見解が異なる。その存在はハンガリー動乱までは学説上有力であったが、非主流派となった。しかし、1973年にブレジネフが述べた、平和共存が中国との間に適用されるという発言から多様化がみられる。特に1975年のヘルシンキ最終議定書の成立から、中国との二か国間だけの適用なのか、それとも社会主義全体に適用されるかという議論が行われるようになった。

³¹ ただし武力不行使原則は言及されない。

これらの原則は主に具体的な以下の権利義務関係を導く。すなわち、社会主義建設のための積極的援助の義務と帝国主義者からの保護である。前者においては直接無償援助、貿易資産の供与、後進国への産業発展援助の供与などによって行われる。形式上資本主義諸国の援助と同じであっても、資本主義諸国による援助は、援助をうける後進国の経済的・政治的従属を目的としているのに対し、社会主義国間の援助は、援助される国の経済的発展＝政治的・経済的独立の強化を目的としている。後者においては、帝国主義者からのイデオロギー的侵略から同胞を保護するための共同援助である。社会主義国の社会主義国際関係からの逸脱はその国の社会主義の発展を阻害し、その国の主権者たるプロレタリアートの利益を侵害する。当然発展段階からの後退は歴史法則としてあり得ないものであるからして、これは帝国主義者による干渉・イデオロギー的侵略によるものである。よって、その国が真に主権を行使するため、社会主義国際関係全体の利益のため、社会主義諸国はこれを共同して保護する義務がある。

すなわち、一般国際法上の民主主義諸原則では形式的な主権の平等が図られていたのに対し、社会主義国際関係ではより積極的な実質的平等のための相互援助によって特徴づけられるのである。

条約の解釈

合意理論から導かれるように、条約の解釈とは締結時における一致した国家意志の確認であり、その結果の本文こそが最も重要な性質を持つ。ただし前述のように、一般国際法上、条約に対する一方的な解釈は特別な規定のない限り他の締約国を拘束するものとはならない。有効性の原則は条約上の義務を引き受ける当事国の明確な同意の存在にあるのであり、条約当事国の義務を明示的に受諾されたものに限ることで、条約の保全を確保することにも繋がる。拡大解釈の根拠として挙げられる法規則である「有効性の原則 (*ut res magis valeat quam pereat*)」は、実際のところ条約規定が無効でないように解釈されるべきとの内容に過ぎず、「誠実な解釈 (*interpreted in good faith*)」と同義でしかない。

この論理は同時に後の慣行を条約の解釈に用いられねばならないことを擁護する³²。国際

³² 条文の通常の意味より、義務 (shall be) であることが分かる。

Article 69: General rule of interpretation

3. There shall also be taken into account, together with the context:

- (a) any subsequent agreement between the parties regarding the interpretation of the treaty or the application of its provisions;
- (b) any subsequent practice in the application of the treaty which establishes the agreement of the parties regarding its interpretation;
- (c) any relevant rules of international law applicable in the relations between the parties.

• • •

法を解釈する権利を有するのはその規則を修正できる国家なのであり、それが条約当事国の了解した解釈を反映しているとみなせるからである。そのため、条約に含まれる規定や表現の意味に関して疑義があるときには、関連する締約当事国の行為にはその締約後の行為は、その締結時に関する高い証拠的価値を有する。当然合意の一環として、この了解には黙示のそれも含まれると考えるべきである。しかし、この行為は全ての当事国の了解が必要であることも要求している。条約のすべての当事国の支持を欠いている行為を「後の慣行」と称して通常の解釈の射程を超えることは、当然他の当事国の合意を逸脱している。また、「不法から法は生じないの原則 (*ex injuria jus non oritur*)」からも、条約違反の行為の反復によってそれ自体が正当化されることはない。

国連憲章の有権的解釈

国連憲章もその審議過程を鑑みるに、条約一般と同様に、いかなる機関・国家も他の締約国を拘束するような有権的解釈を定めることはできないことが了解されている³³。国連の各加盟国は各々の解釈を有することができるのである。すくなくとも改正要件である安保理のすべての常任理事国を含む国連加盟国の三分の二の加盟国が統一的な解釈をしない限りにおいて、それ以外の解釈はあくまで参考にとどめ置かれるのである。そのため、常任理事国の棄権投票は、国連憲章第 27 条 3 項における安保理の評決に関する記述にもかかわらず、後の慣行とそれに対する加盟国の（黙示の）合意によっていわゆる「拒否権」の行使を構成しないのである³⁴。

第 69 条: 解釈の一般原則

3. 文脈とともに、次のものを考慮する:

- (a) 条約の解釈又は適用につき当事国間で後にされた合意 ;
- (b) 条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの ;
- (c) 当事国間の関係において適用される国際法の関連規則.

...

³³ 「It is to be understood, of course, that if an interpretation made by any organ of the Organization or by a committee of jurists is not generally acceptable it will be without binding force. In such circumstances, or in cases where it is desired to establish an authoritative interpretation as a precedent for the future, it may be necessary to embody the interpretation in an amendment to the Charter. This may always be accomplished by recourse to the procedure provided for amendment. (もちろん機構のいかなる機関によってなされた解釈も、又法律家委員会によってなされた解釈も、一般に受け入れられ得るものでないならば、拘束力を有しないであろう、と了解されるべきである。そのような事情においては、或いは将来に対する先例として有権的解釈を確立することが望ましい場合には、憲章の改正においてその解釈を具現化することが必要となるであろう。これは改正のために定められた手続きを利用することによって、常になされることができるのである。)」

Report of the Rapporteur of Committee IV/2, as Approved by the Committee, Doc.933 IV/2/42(2), 13 U.N.C.I.O. Docs.399, p.709. (1945).

³⁴ Article 27

...

3. Decisions of the Security Council on all other matters shall be made by an affirmative vote of seven members including the concurring votes of the permanent members; provided that, in decisions under

ただし、国連自身の慣行は後の慣行を構成しない。国連の慣行が国連憲章の解釈に与える影響の問題は、その慣行が個々の加盟国をどの程度拘束するかという重要な憲章上の問題を惹起する。ILCの議論においても、国連の慣行上は一貫していても、それは一般に投票で負かされた加盟国やそのグループからの反対を受けていた可能性が存在するため、国際機構への適応が適切でない旨が、後の慣行に関する条約法条約の特別報告者から指摘されている³⁵。そうであるならば、国連は完全な国際法主体ではないという点からも、その慣行を唯一の当事者の慣行とは出来ず、全ての当事国の合意を得られていないということになる。そのため、多数決の規則が適応された結果実行が決定される安保理並びに総会を通してその構成員が行動するという事実は、当該期間内において確立された実行に対し、その多数派を構成する加盟国の行動が当該機関の外部においてなされた場合において有する以上の、一層大きな証拠的価値を付与することはできない

黙示の権能

国際組織は条約によって設立される以上、その権能は設立文書に規定され依存するのであり、当然ながらその法的分析は設立文書の分析、解釈によって成される。しかし、だからと言って黙示の権能という国際法概念を否定するものではない。国際機関の法主体性の議論からもわかるように、国連を始めとした国際組織はしばしばその設立文書以上の権能を行使する。問題は範囲とそれを決定する主体である。

国際組織の設立文書では、特に国連のような機構の設立文書では、求められる任務が非常に広範囲で多種多様であるから、機構の将来の活動で予想できるすべての場合に対して規定を設けることは実際には考えられないのである。そのために、設立文書を作成するにあたり、当事者が主要でない国際機構の活動の一連の問題は機構の任務遂行過程において設立文書の規定に基づいて解決される余地があると仮定することは避けられないであろう。これこそが黙示の権能なのである。

しかし、黙示の権能はあくまでも顕示の権限の許可から生じるか、若しくは顕示に許可された権限の行使に必要なものに限られるのである。国際組織に顕示に許可するものとは当

Chapter VI, and under paragraph 3 of Article 52, a party to a dispute shall abstain from voting.
第 27 条

...

3. その他のすべての事項に関する安全保障理事会の決定は、常任理事国の同意投票を含む 9 理事国の賛成投票によって行われる。但し、第 6 章及び第 52 条 3 に基く決定については、紛争当事国は、投票を棄権しなければならない。

³⁵ International Law Commission. (1964). A/CN.4/167, Third Report on the Law of Treaties, by Sir Humphrey Waldock, Special Rapporteur, pp.59-60.

然当該国際組織の設立文書である。これまでに述べたように、条約の解釈とは条約の条文に現わされるような国家意思の一致の結果を確認することであり、それと同時に、それだけではわからないものに対する条約当事国の意思の一致にも及ぶ。確かに国家の反復された行動結果として国際的実践のもとに国際法規範が生じるだろう。とはいえ実践そのものは国際法規範ではないのであり、その形成過程は国家による慣習規則の国際法規範としての承認によって初めて完了するのである。国際組織の、若しくは国際組織内部での実行が黙示の権能であるかどうかの判断は、条約当事国がそれに対して少なくとも黙示の合意を形成せしめたと言えるかどうかにかかっているのである。いわば黙示の権能とは、その全当事国が国際組織の行動を自らの後の慣行として、そして同時性の原則による締結時の設立文書の解釈の例外として、黙示又は顕示の合意を形成したかどうかによって決定される。

このような実行と合意によって定義されるのでは厳格すぎて、変化しつつある国際社会への憲章の適応を妨げるものであると評価するものもあるだろう。しかし、これは顕示の要件であるだけでなく、国連自体の性質事態が命じているのである。国連が国家間組織として、異なる社会体制に属する諸国家の平和共存の組織として、加盟国のコンセンサス、そして第一に大国のコンセンサスの基礎の上のみ実効的であり、うまく機能することは最初から明らかである。

「結集決議」の憲章違反性

いわゆる「結集決議」は上述の黙示の権能と深く関係している。そもそもこの国際法概念は、同決議を擁護するため、ブルジョワ国際法学者によって用いられたのである。ソヴィエト政府は、同決議に基づくとされる総会による兵力に関する勧告の権限の存在に強く反対するものである。これは憲章起草時の意図、決議起草時の反対国、並びにそれが用いられた際の反対国の存在によって立証される。

この決議が「問題」としてするのはいわゆる拒否権と呼ばれる常任理事国の一致の制度であろう。では国連憲章の起草においてこれが引き起こす問題はどのように考えられていたのだろうか。起草者の意図は、当然ソヴィエト政府を含むわけであるが、綿密に定められた権限均衡を犠牲にするよりも、むしろ有益であるときでさえもそれぞれの行動を認めないために拒否権制度を創設したのである。国連は国際の平和と維持や第 1 条における目的を達成するために有益であるような行動をとることが出来ないとしても、しかし国連はそのようなものとして設立されたのである。戦争の根本原因とは資本主義的社会制度、そしてその究極の形としての帝国主義の性質によって引き起こされるのである。ここで問題となっているスエズ戦争が、カタンガの分離を企てたコンゴでの戦争が、未だ植民地を捨てられない哀れな帝国主義国家によって引き起こされたことは言うまでもない。二つの異なり、対立する社会体制が共存する国際体制において、そして普遍的国際組織たらんとする国連にお

いて、どちらかが国連を自らの道具として用いてはならないのであり、目的は手段を正当化するものではなく、政治的均衡のために抑制的な制度が維持されねばならないのである。

これを前提として、ソヴィエト政府は、安保理における抑制機能を無効化せんとする総会による兵力に関する勧告の権限は憲章起草時の意図に反しており、そうではないとする解釈は有権的ではないと主張する。もちろんソヴィエト政府は総会に全く権限を認めていないわけではない。緊急特別総会は憲章第 20 条によって合憲なのであり、安保理が求められた権限を十全に活用できていない際には、憲章第 11 条によって安保理に対する勧告を行うことが出来る。しかしながら、兵力に関する勧告の権限はその限りではない。

終わりに

ここまで、ソヴィエト国際法の基礎的な原則を確認し、若干の応用を構築してきた。現代日本社会に生きて西側国際法から学んできた場合には、多くの内容に困惑したことだろう。弁証法的唯物史観と階級闘争によるマルクス=レーニン主義に基づく、異なる社会体制を有する諸国間の平和共存と社会主義国際関係は、一見すると偏狭な陰謀論者の独白にしか見えないのかもしれない。しかし、模擬国連においてこの枠組みを理解し活用するには、次の二点を抑える必要がある。

まずは社会主義体制の一貫した拡大である。ソヴィエト連邦の成立から東欧革命まで、植民地の独立と社会主義革命は緩やかであっても後退することはなかった。1991 年を自明としている現代の我々にとってはしいて理解する必要があるが、世界の多くの知識人にとって、このような進歩史観は確固としたオルタナティブだったのである。

同時に、ソヴィエト国際法の役割も考慮に入れねばならない。最初に述べた通りソヴィエト国際法の重要な役割の一つに体制の擁護がある。これは社会主義の擁護だけでなくソヴィエト連邦という国家とその政策の擁護でもある。ソヴィエト国際法を学んだ際に陥りやすいこととして、そのイデオロジカルな側面に拘泥してしまうということがある。合意理論や法の二元論など、説明や論理構成が社会主義の修飾語におおわれていたとしても、そのような概念は西側の国際法にも存在する。また、社会主義国際関係であっても、モンロー主義のような一種の「前例」は存在する。ソヴィエト連邦の対外政策が国際法において先進性と後進性を併存しているなかで、一貫した説明を行う手段としての側面を忘れてはならない。

国際法の活用は手段であって目的ではない。様々な状況に合わせて語り方を変えるというのはソヴィエト国際法においても同様である。語りかける相手は西側なのか第三世界なのか、そしてその中でもどのような特徴を有する国家なのか。また、その相手に対して迎合したいのか、影響したいのか、拒否したいのか。ソヴィエト国際法とは、社会主義を用いつ

つも一種西側と同じ「言語」で一貫性を主張できるようにしたトゥンキンと、衛星国という勢力圏の正当化をイデオロギーの違いに帰着させたウセンコである。ソヴィエト国際法の模擬国連における活用とは、状況に合わせてトゥンキンとウセンコを使い分けることである。ソヴィエト国際法はソヴィエト政府の外交政策と深く結びついているからこそ、その状況にあった、戦略のための一貫した論理を構築することが容易い。共通の土台を意識して合意を形成すべきなのか、それとも価値観の違いに落とし込むことで膠着させて主張を維持し続けるべきなのか、自国の置かれた状況と必要性を鑑みて選択することができる。これがソヴィエト国際法の模擬国連の魅力であると筆者は考えている。

参考文献

- 岩下 明裕. 1992. ソビエト国際法学界の光芒—戦後の理論上の展開を中心に, ソ連・東欧学会年報, (21), pp.92-100. <https://doi.org/10.5823/jarees1972.1992.92>
- 岩下 明裕. 1995. ソビエト対外関係理論の研究: 「国家主権」と「社会主義体制」, 博士論文.
- 岩下 明裕. 1999. 「ソビエト外交パラダイム」の研究: 社会主義・主権・国際法, 国際書院.
- 江藤 淳一. 1986. 一般国際法の論証に関するソビエトの理論, 早稲田大学大学院法研論集, (39), pp.27-49. <https://dl.ndl.go.jp/pid/2824511/1/15>
- 菊井 礼次. 1971. 社会主義国際関係論序説, 法律文化社. <https://dl.ndl.go.jp/pid/11924093/1/37>
- トゥンキン, グレゴリー. 1969. イデオロギー闘争と国際法, 岩淵節雄訳, 法律文化社. <https://dl.ndl.go.jp/pid/11894232>
- トゥンキン, グレゴリー. 1973. 国際法理論, 岩淵節雄訳, 法政大学出版局.
- トゥンキン, グレゴリー. 1990. 国際システムにおける法と力, 藤田久一, 松井芳郎訳, 法律文化社.
- ソヴィエト連邦科学アカデミー法律研究所. 1962. ソヴィエト国際法, 日刊労働通信社訳, 日刊労働通信社.
- ソ連科学アカデミー. 1971. ソビエト国際法の基礎理論, 高橋通敏訳, 有信堂. <https://dl.ndl.go.jp/pid/11894151>
- ソ連科学アカデミー. 1974. ソビエト国際法: 基本的原則とその分野, 高橋通敏訳, 有信堂.
- 松田 竹男. 2001. ソビエト国際法の挑戦と挫折 G.トゥンキンの学説を手掛かりに, 世界法年報, (20), pp.131-150. <https://doi.org/10.11388/yearbookofworldlaw1986.2001.131>

寄稿者募集のご案内

今後とも模擬国連の発展のため、日本模擬国連の機関あるいは事業で主催される模擬国連会議で会議監督を務める皆様には是非、会議記録の寄稿をお願いいたします。

また、日本模擬国連会員の皆様には是非、模擬国連研究所、自由寄稿、連載の寄稿をお願いいたします。寄稿資格者は以下の通りです。

1. 日本模擬国連会員
2. 日本模擬国連卒業生
3. その他、日本模擬国連代表の許可を得た者

寄稿を希望される方、その他のお問い合わせは編集を担当する日本模擬国連代表部研究担当のメールアドレスまでお願いします。

連絡先：research.dept.jmun@gmail.com

模擬国連活動のご案内

実際に行なわれている模擬国連の活動にご関心がありましたら、ぜひ日本模擬国連の公式ウェブサイト (www.jmun.org) をご覧ください。

模擬国連研究雑誌『模擬国連の探求』

2024年度 第4号 全日本大会編

発行日：2025年3月26日

発行者：日本模擬国連代表部
